

# 熊谷市緑の基本計画（案）

令和2年12月

熊谷市

ごあいさつ

## 目 次

1 章	はじめに	1
1-1.	緑の基本計画の概要と策定の背景	2
1-2.	緑地の機能	5
1-3.	計画の位置付け	6
1-4.	計画の構成	10
2 章	現状と課題	11
2-1.	緑の現状	12
2-2.	緑に関する市民の意識	24
2-3.	緑に関する課題	29
3 章	計画の基本方針	31
3-1.	基本的な取組	32
3-2.	旧計画の目標の達成状況	33
3-3.	計画の目標	36
4 章	緑地の配置計画	37
4-1.	全体計画	38
4-2.	地区別の配置計画	39
5 章	緑地に関する施策の推進	45
5-1.	施策の体系	46
5-2.	主な施策	47
6 章	緑地の保全及び緑化を推進する地区	74
6-1.	地区の特性に応じた緑地の保全及び緑化の推進	75
6-2.	緑化重点地区	76
6-3.	緑地保全地区	82
7 章	計画の推進	83
7-1.	計画の推進方針	84
7-2.	計画の推進体制	85
7-3.	施策の推進	87
7-4.	計画の進行管理	88
参考資料		89
資料 1	緑の基本計画の策定体制	90
資料 2	用語の解説	91

## 1章 はじめに

1-1. 緑の基本計画の概要と策定の背景

1-2. 緑地の機能

1-3. 計画の位置付け

1-4. 計画の構成

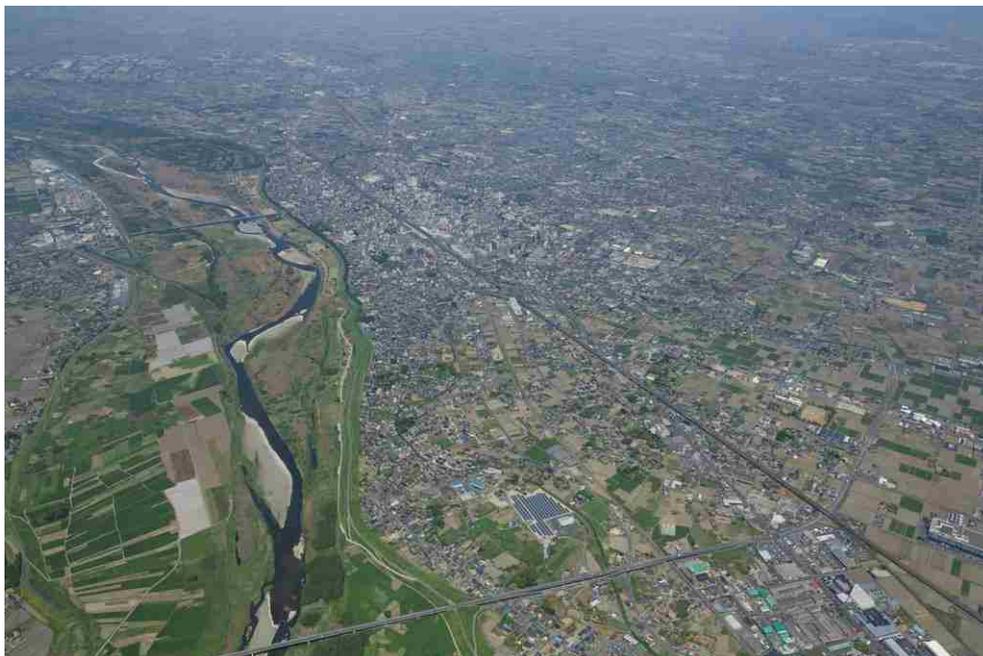
## 1-1. 緑の基本計画の概要と策定の背景

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき市町村が主として都市計画区域内において緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を、総合的かつ計画的に推進するために策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

同法において、市町村は、区域内における緑地の保全及び緑化の推進に取り組むために独自性を発揮し、また、創意工夫をこらした計画の目標や緑に関する施策などについて定めることができるとされています。

本市では、平成17年に旧熊谷市・旧大里町・旧妻沼町が合併し、平成19年に旧江南町を編入したのをきっかけに、これまで各市町で取り組んできた旧都市緑地保全法に基づく緑に関する取組を踏まえ、新市の緑地の保全と緑化の推進を市民・事業者・行政が協働で取り組む、「熊谷市緑の基本計画」（以下「本計画」という。）を平成23年3月に策定し、平成28年3月に見直しを行いました。

令和2年度に計画年度の満了を迎えることから、10年間の達成状況の確認を行うとともに、社会情勢の変化や都市緑地法等の改正に対応し、第2次総合振興計画（前期基本計画）等との整合性を図りつつ、令和3年度以降の長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すため、新たに「熊谷市緑の基本計画」を策定いたしました。



上空からみた熊谷市街地と荒川

## (1) 都市における緑地

緑の基本計画の対象となる都市における緑地は、公園緑地などの公共施設としての緑地だけでなく、私有地の緑地も含まれます。

これらの緑地は、都市の自然環境や生活環境を構成しており、「環境保全」、「観光・交流」、「防災」、「景観形成」の機能に基づき、市民や事業者などの生活や経済活動に欠かせないものとなっています。

この基本計画は、緑が良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、市民や事業者などの参加と協働により、まちづくりの一環として緑地の保全や創出が図られるよう、緑に関する基本的な取組を示します。

## (2) 対象とする緑地

緑の基本計画が対象とする緑地は、農地・樹林地・草地・水辺地などが単独又は一体となって、良好な自然環境を形成している土地のことを指します。

現行法のもとで緑地を分類すると、大きく「施設緑地」と「地域制緑地」に分けられます。

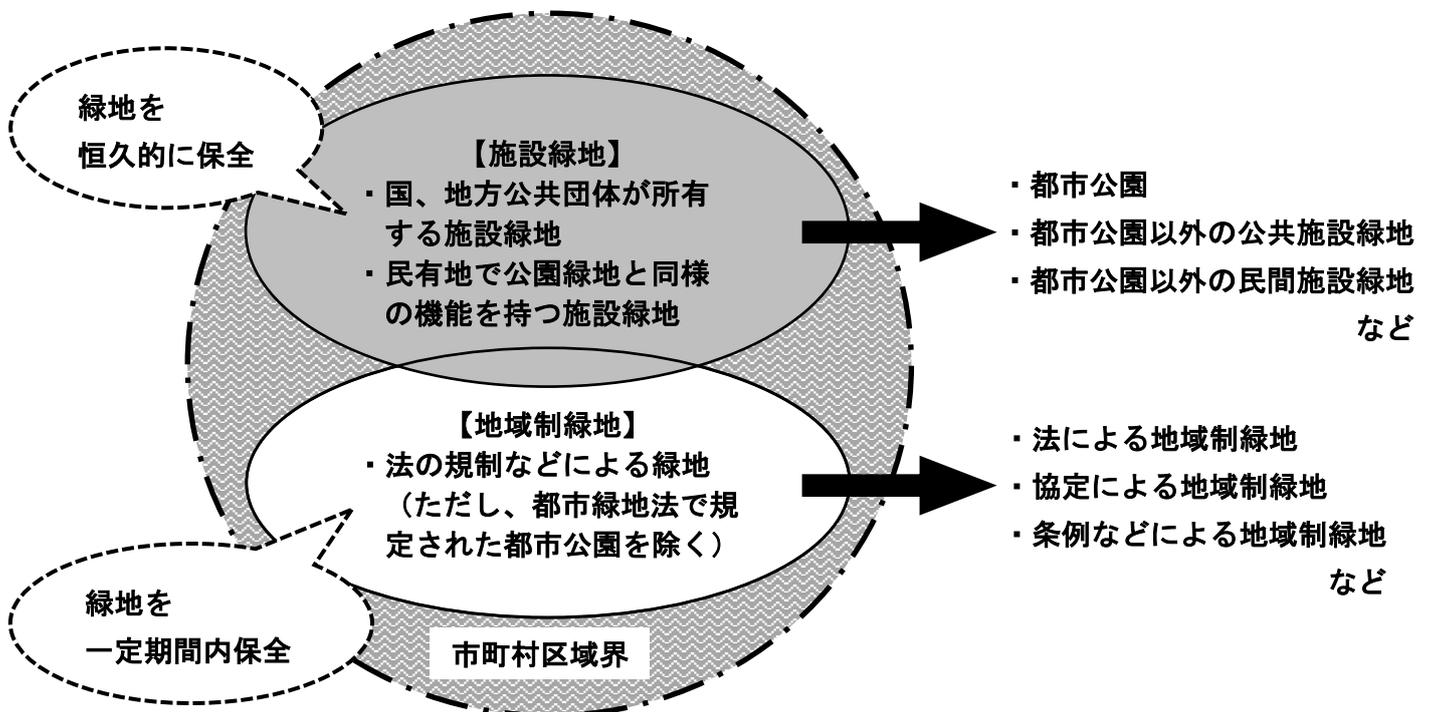


図1：緑地の分類

緑地を構成する「施設緑地」と「地域制緑地」の体系を以下に示します。

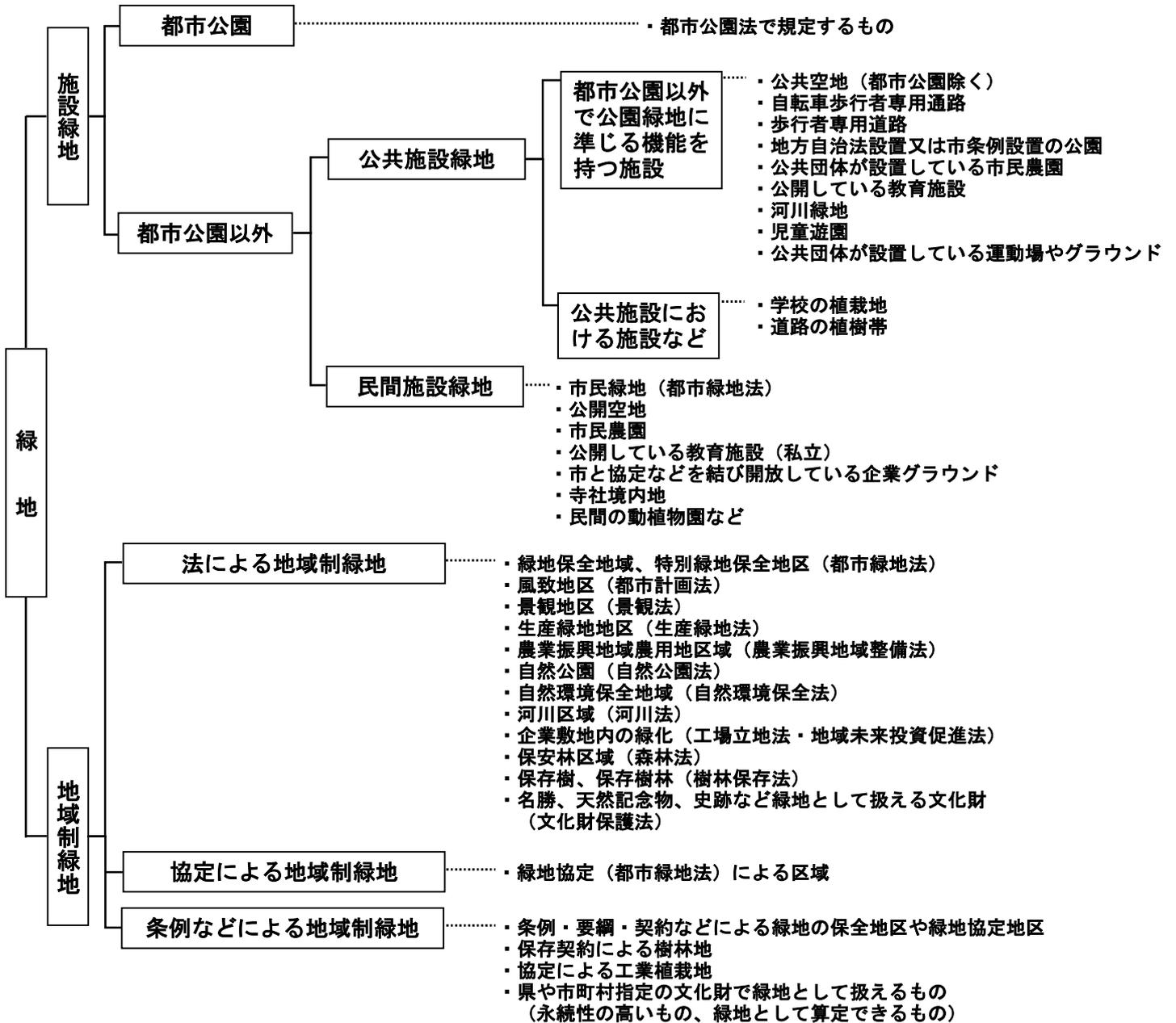


図2：緑地の体系

## 1-2. 緑地の機能

緑地は、人々が豊かな生活を送る上で必要なさまざまな機能を担っています。その機能は、都市緑地法で、大きく「環境保全機能」、「観光・交流機能」、「防災機能」、「景観形成機能」に区分されています。

緑地の持つ機能を十分に理解し、保全・創出に取り組むことが、安全で快適に暮らせるまちづくりを進める上で重要です。

本市では、平成30年7月に日本の観測史上最高となる41.1度を記録するなど、夏の暑さが全国的に知られており、気温上昇の緩和など都市環境保全機能などをもつ緑化を推進しています。緑地の機能を整理すると次のとおりです。

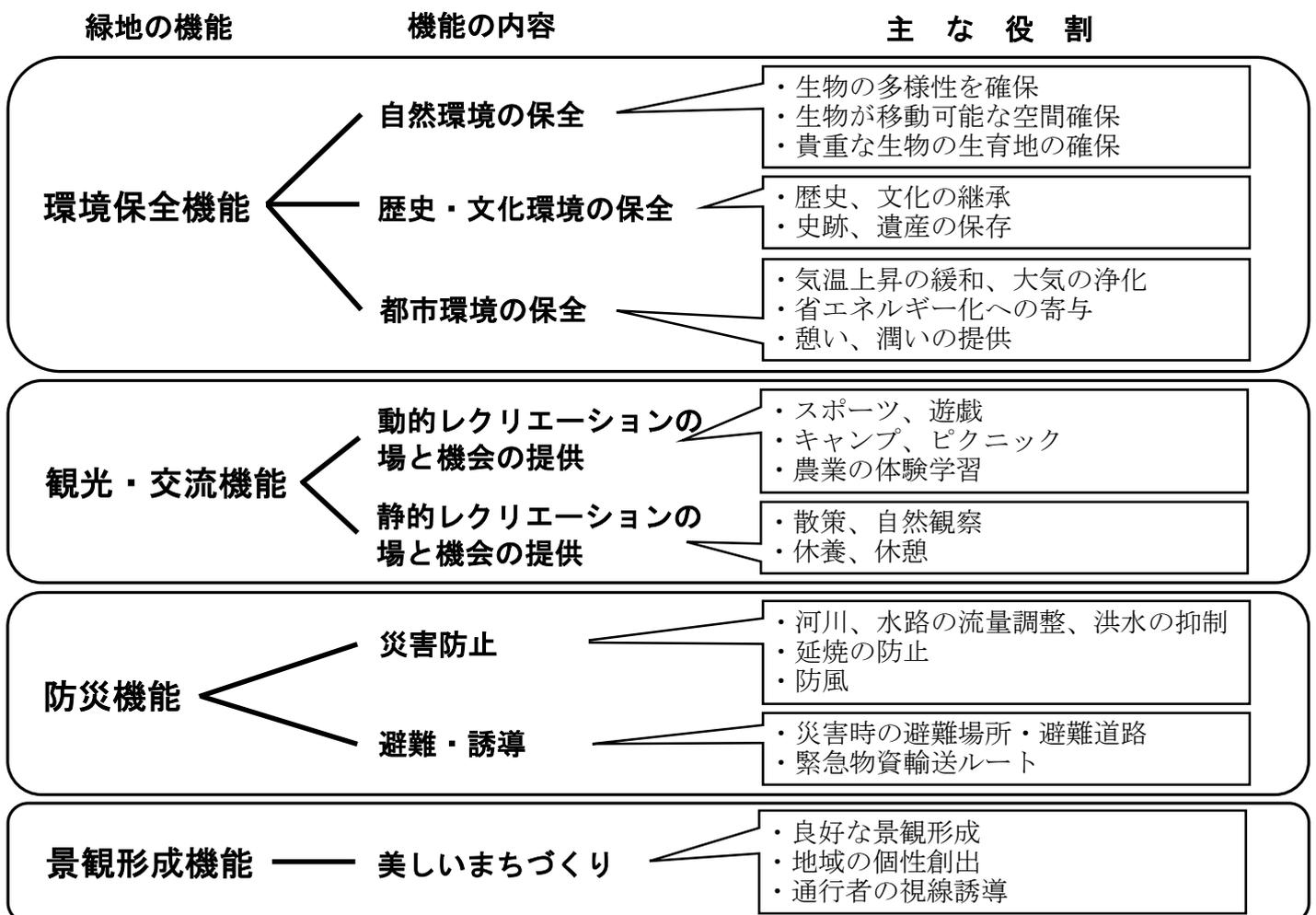


図3：緑地の機能

本計画においては、本市における緑に関する課題を2章で整理し、3章で本市に求められる緑の機能・役割を踏まえた「取組」と「目標」を設定しています。

### 1-3. 計画の位置付け

#### (1) 既存計画との関係

緑に関連する法律の移り変わり と本市における概要を以下に示します。

表 1 : 既存計画との関係一覧

年代	施 策	法制度
昭和 8 (1933) 年	熊谷市施行	
昭和 30 (1955) 年	妻沼町施行	
昭和 31 (1956) 年		都市公園法
昭和 43 (1968) 年		都市計画法
昭和 48 (1973) 年		都市緑地保全法
昭和 57 (1982) 年	旧妻沼町緑のマスタープラン	
昭和 60 (1985) 年	江南町施行	
平成元 (1989) 年	旧熊谷市都市計画区域緑のマスタープラン (旧熊谷市・旧江南町) 旧東松山都市計画区域緑のマスタープラン (旧大里村)	
平成 6 (1994) 年		都市緑地保全法改正 (緑の基本計画)
平成 12 (2000) 年	旧大里村都市計画マスタープラン	
平成 13 (2001) 年	旧妻沼町都市計画マスタープラン	
平成 14 (2002) 年	大里町施行 旧熊谷市緑の基本計画 旧妻沼町緑の基本計画	
平成 16 (2004) 年	旧熊谷市都市計画マスタープラン	景観緑三法 (名称変更:都市緑地保全法 →都市緑地法)
平成 17 (2005) 年	熊谷市・大里町 妻沼町合併	
平成 19 (2007) 年	江南町 編入	
平成 20 (2008) 年	熊谷市総合振興計画 熊谷市環境基本計画	
平成 21 (2009) 年	熊谷市景観計画	
平成 23 (2011) 年	熊谷市緑の基本計画	
平成 25 (2013) 年	熊谷市総合振興計画 後期計画	
平成 26 (2014) 年	熊谷市環境基本計画 改訂版	
平成 28 (2016) 年	熊谷市緑の基本計画 改訂版	
平成 29 (2017) 年		都市緑地法等の改正
平成 30 (2018) 年	第 2 次熊谷市総合振興計画(前期基本計画) 第 2 次熊谷市環境基本計画	
令和 3 年 3 月 (2021)	熊谷市緑の基本計画	

□ は、本計画で引用した施策

## 法改正の概略

### 都市緑地法等の改正について

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難場所としての役割も担っています。都市内の農地も近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑地空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくための都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年に公布されました。熊谷市緑の基本計画についても、上記の法律との整合性を図る必要があります。

<b>都市緑地法の改正</b> (平成29年施行/ 一部平成30年施行)	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設</li><li>・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充</li></ul> など
<b>都市公園法の改正</b> (平成29年施行)	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市公園で保育所等の設置を可能に</li><li>・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創出</li><li>・公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸 (10年→20年)</li><li>・公園の活性化に関する協議会の設置</li></ul> など
<b>生産緑地法の改正</b> (平成30年施行)	<ul style="list-style-type: none"><li>・生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に(300㎡を下限)</li><li>・生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に</li><li>・新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設</li></ul> など

(国土交通省資料を基に作成)

## (2) 計画の位置付け

緑の基本計画は、都市緑地法第4条<sup>※1</sup>に規定されているとおり、総合振興計画や環境基本計画などの基本的な方針に適合するとともに、熊谷市における緑に関する総合的な計画として位置付けられます。

本計画は、下図に示すように第2次熊谷市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）を上位計画とし、都市計画マスタープランや熊谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）、熊谷市景観計画（以下、「景観計画」という。）など関連計画と連携しながら緑のまちづくりを推進していきます。

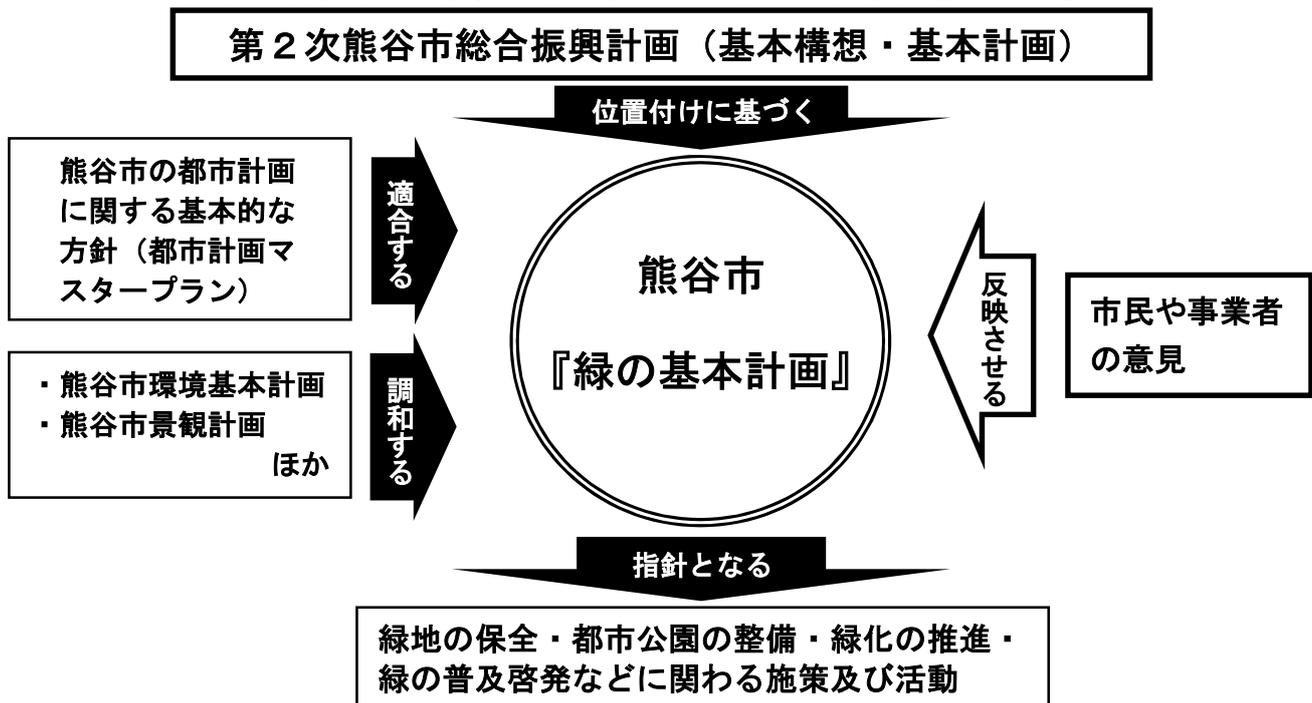


図4：緑の基本計画の位置付け

本計画は、総合振興計画の将来都市像「子どもたちの笑顔があふれるまち熊谷 ～輝く未来へトライ～」の実現のための計画の一つとして位置付けられます。

都市全体、土地利用に関する基本的な考え方に合わせて、緑の果たすべき役割については、熊谷市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）と適合させます。

また、ヒートアイランド現象が顕著な本市において、緑が増えることで市民が快適に過ごしたり、本市らしい景観が形成されるよう、環境基本計画や景観計画等との調和を図ります。

※1 都市緑地法第4条：良好な都市環境の形成を図るため、緑地の保全及び緑化の推進に関し、必要な事項を定めた法律。第4条では、基本計画について記載されている。

### (3) 計画の対象

#### ① 計画の対象区域

本計画は、本市の都市計画区域内を対象区域とします。

#### ② 計画の目標年度

本計画は、令和3年度（2021年）を初年度とし、10年後の令和12年度（2030年）を目標年度とします。なお、社会情勢の変化などに対応するため、計画の中間年度にあたる令和7年度に見直しを行います。

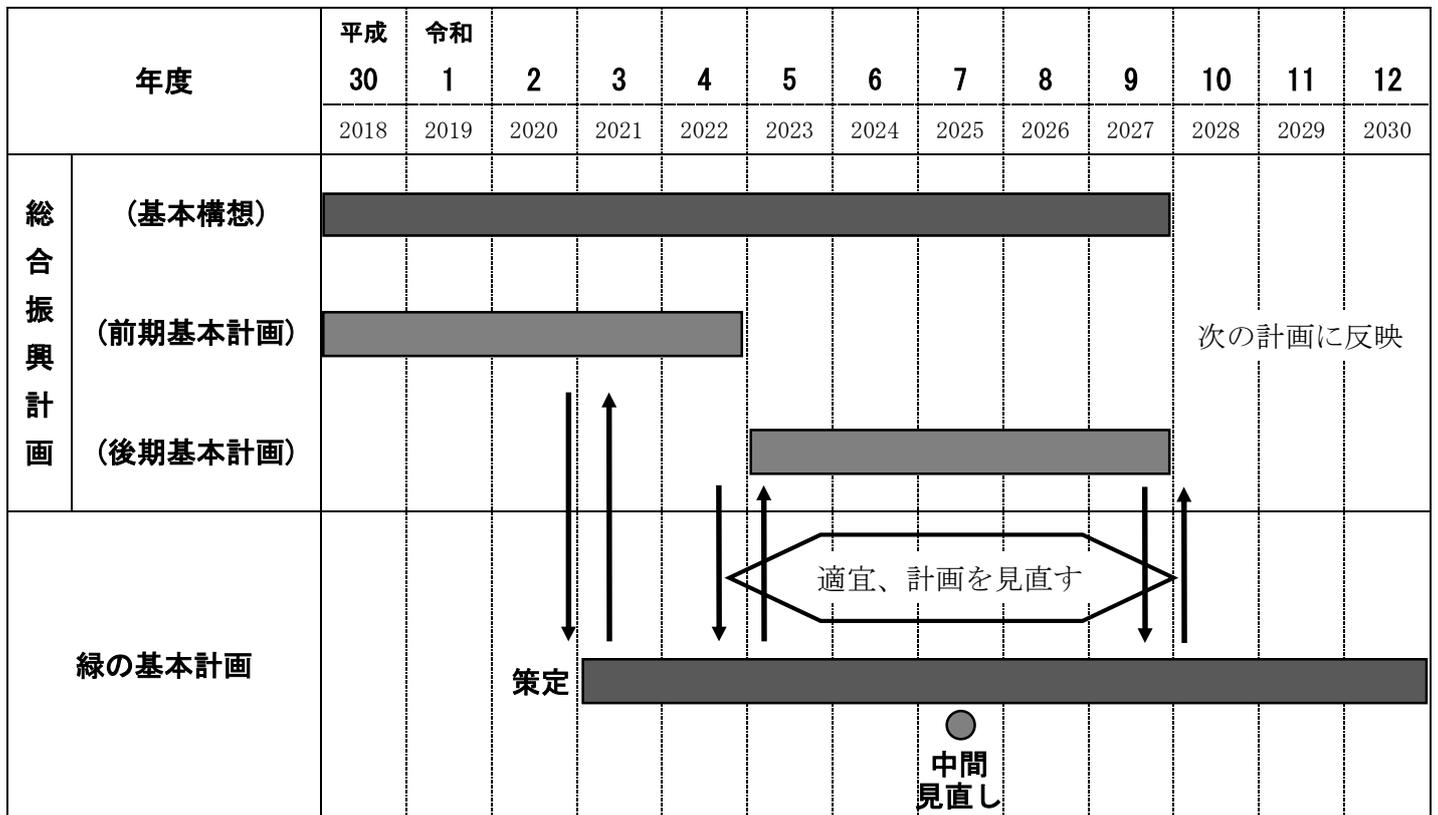


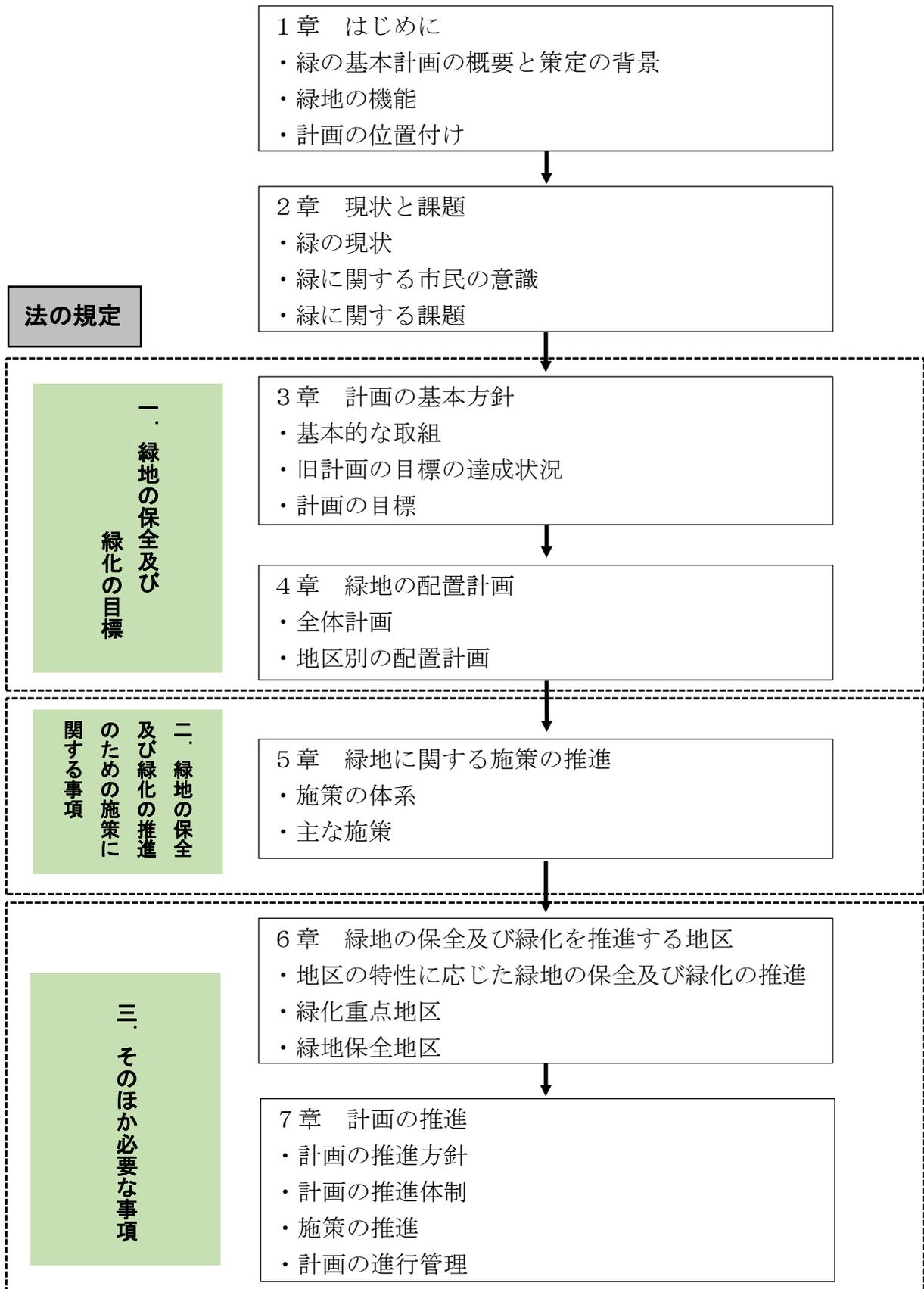
図5：緑の基本計画の目標年度

#### ③ 計画の内容

本計画は、本市の緑の現況を把握した上で、緑のまちづくりの目標を設定し、それを実現していくための基本方針や推進施策などを定めます。

## 1-4. 計画の構成

本計画は、都市緑地法に定める事項に沿って、以下の構成でまとめたものです。



## 2章 現状と課題

2-1. 緑の現状

2-2. 緑に関する市民の意識

2-3. 緑に関する課題

## 2-1. 緑の現状

### (1) 自然的条件

本市の位置・地形・気象などの緑を支える基礎条件、及び緑地と関連深い動植物などについて示します。

#### ① 位置・地形

本市は、関東平野の中央、埼玉県北部、東京都心から50～70km圏に位置し、東は行田市、鴻巣市、西は深谷市、南は東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町、北は群馬県に接しています。

市域は、東西に約14km、南北に約20km、面積は159.82km<sup>2</sup>であり、埼玉県内では5番目に広い面積です。市域の大半が平坦な地形ですが、西部は櫛挽台地、南部は江南台地、及び比企丘陵の一部となっています。また、利根川・荒川という日本を代表する二大河川が流れ、豊かな水と肥沃な大地により、本市の自然環境は形成されています。

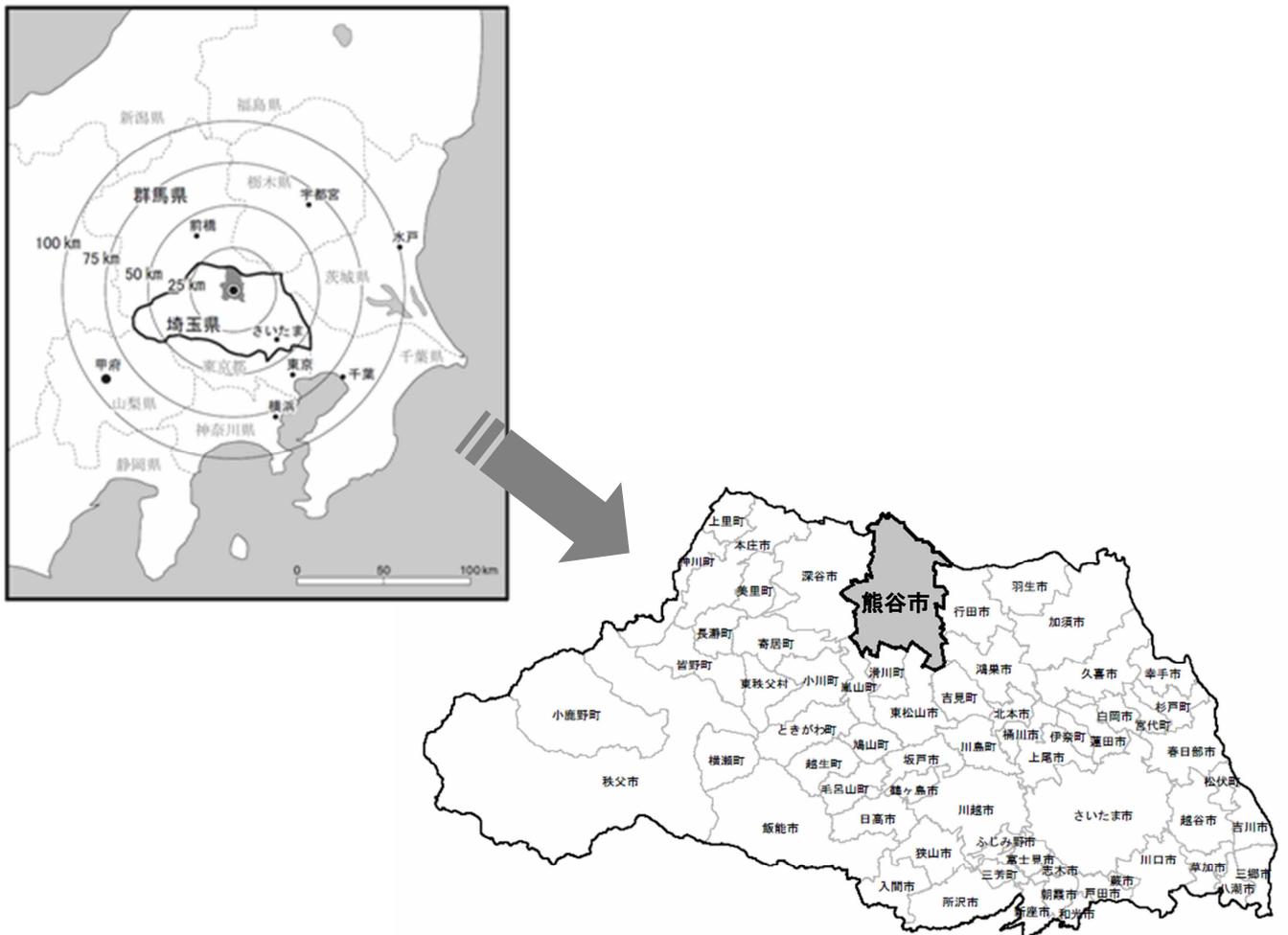


図6：本市の位置

## ② 気象

本市は、夏の気温の高さが全国的に知られています。夏季は東京都心部のヒートアイランド現象や秩父山系からのフェーン現象などの影響により、日中の気温が非常に高くなります。

平成30年7月23日には、日本の観測史上最高となる41.1度を記録しています。

ヒートアイランド現象は、緑地の少ない都市部で顕著であり、気温上昇の抑制が課題となっています。



打ち水大作戦（星川）



建築物の温度上昇を抑制する緑のカーテン（妻沼庁舎）

### ③ 動植物

本市には、利根川・荒川の2大河川の豊かな水辺や、南部に広がる平地林や斜面林、谷地など、さまざまな自然環境があり、こうした環境の中に多種多様な動植物が生息しています。

しかし、近年、樹林地や屋敷林の伐採、湧水の枯渇、水路の暗渠化、遊休農地の拡大などにより、一部の動植物の個体数や種類が減少しています。

その中には絶滅危惧種のムサシトミヨなどが含まれており、これら希少野生動植物の生息・生育環境の保全が課題となっています。

こうした動植物の個体数や種類の減少は、生態系のバランスを変化させ、人々の安全で快適な生活にも影響を及ぼすことが指摘されています。



**ムサシトミヨ〔埼玉県：絶滅危惧ⅠA類〕**

国内では元荒川のみが生息が確認されており、「県の魚」「市の魚」に選ばれています。

熊谷市ムサシトミヨ保護センターを拠点に、地元の環境保護団体及び市民・児童・生徒などによる保護活動が行われています。



**ゲンジボタル〔埼玉県：絶滅危惧Ⅱ類〕**

江南地区の用水路で生息が確認されています。

「熊谷市ホタルの保護に関する条例」により、ホタルの捕獲や生息の妨げとなる行為が禁止されています。



**カワラナデシコ〔埼玉県：絶滅危惧Ⅱ類〕**

荒川の河川敷で見られます。

県営荒川大麻生公園は、埼玉県内最大規模のカワラナデシコの自生地となっており、夏から秋に淡紅色・白色の花をつけます。



**ヒメシロアサザ〔埼玉県：絶滅危惧ⅠB類〕**

別府沼公園の別府沼で見られます。

ため池や水田で見られる浮葉植物で、8月頃に白い小さな花をつけます。

出展：埼玉県レッドデータブック 2011植物編  
埼玉県レッドデータブック 2018動物編

図7：本市で見られる貴重な動植物

## (2) 社会的条件

緑に関連する都市構造、人口、土地利用、農業従事者、景観などについて示します。

### ① 都市構造

本市の都市構造は、主要な公共交通の結節点になっている熊谷駅とJR高崎線の始発駅にもなっている籠原駅を中心に、商業地と住宅地が広がり、市街地を形成しています。また、北部には妻沼地区の市街地、南部には江南地区と大里地区の市街地があり、その周辺には農地が広がっています。

市内には、化学・機械・金属・食品などの産業が集積する工業団地や流通センターなどがあり、それぞれ敷地内の緑化が図られています。

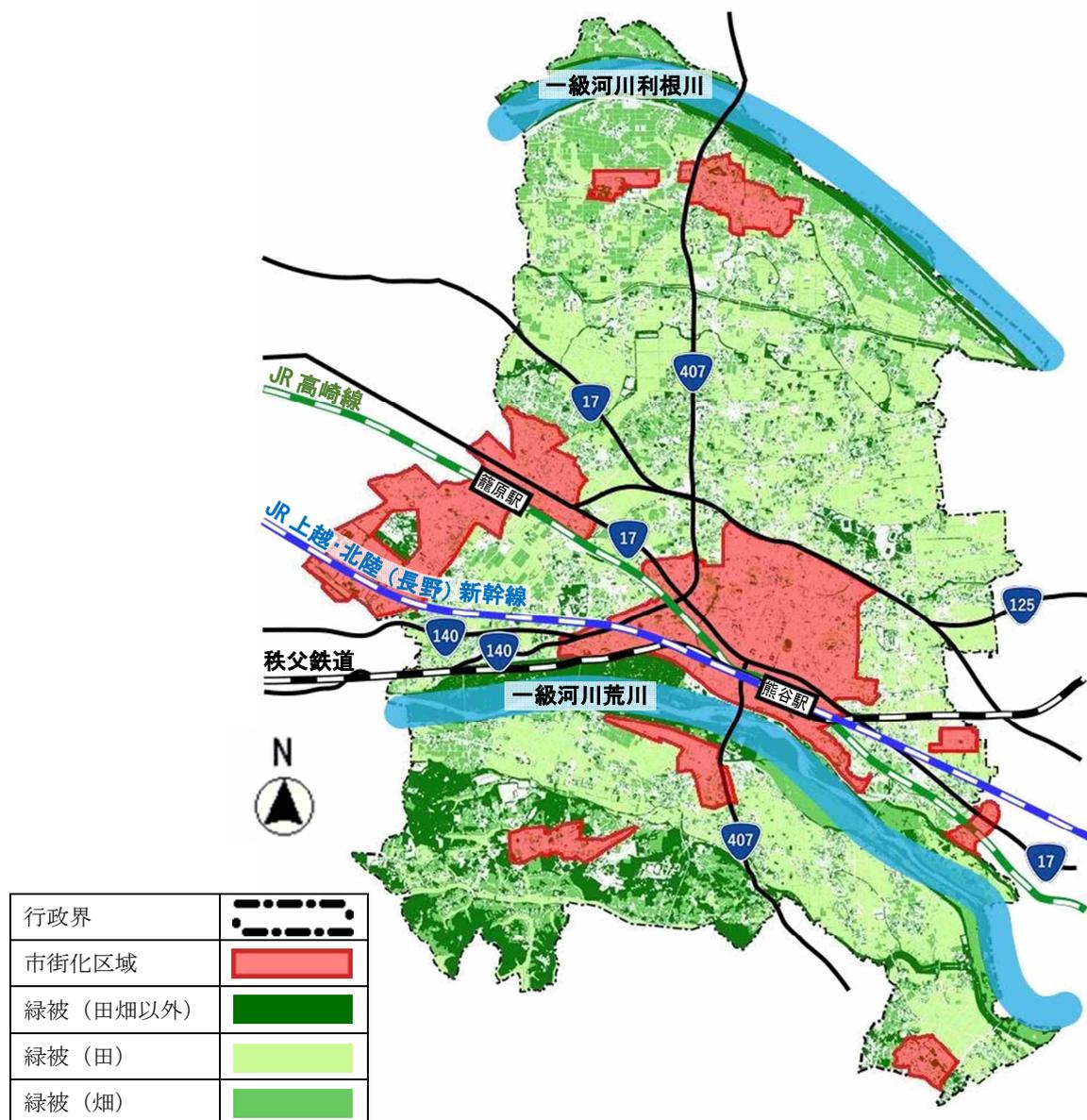


図8：都市構造図

## ① 人口

本市の人口は、平成12年の20.8万人をピークに令和2年1月1日現在は196,829人と減少に転じる一方で、高齢者人口は増加しています。

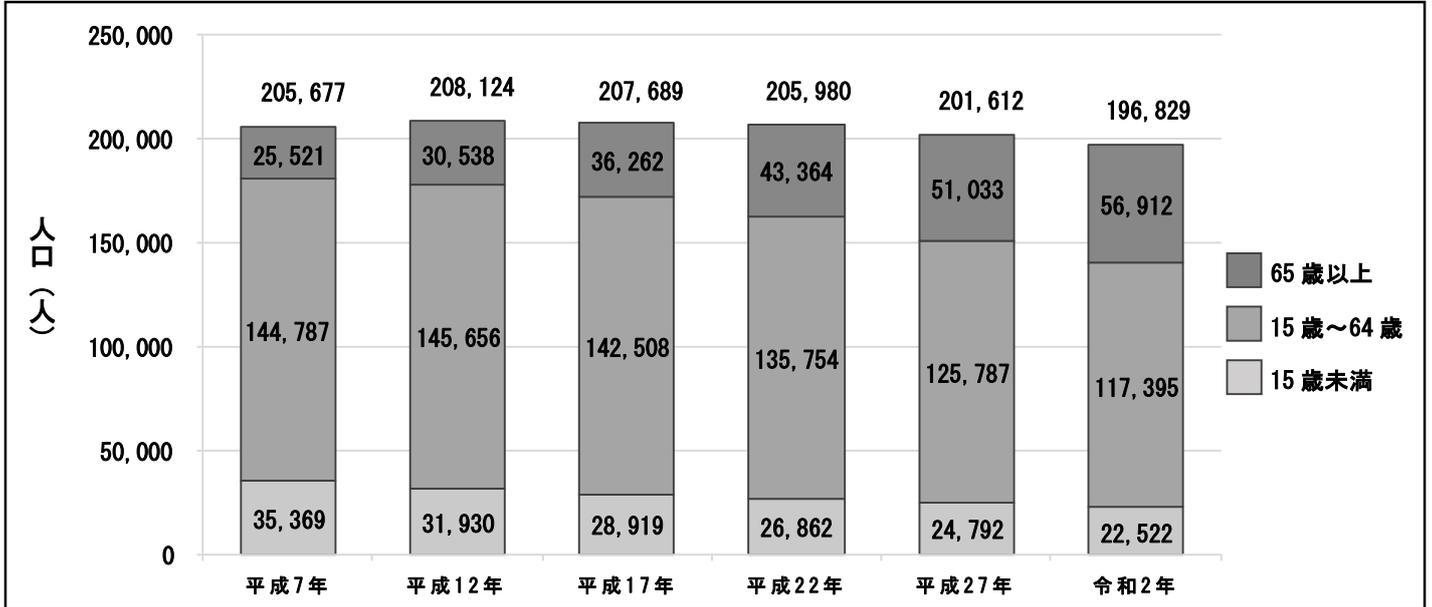
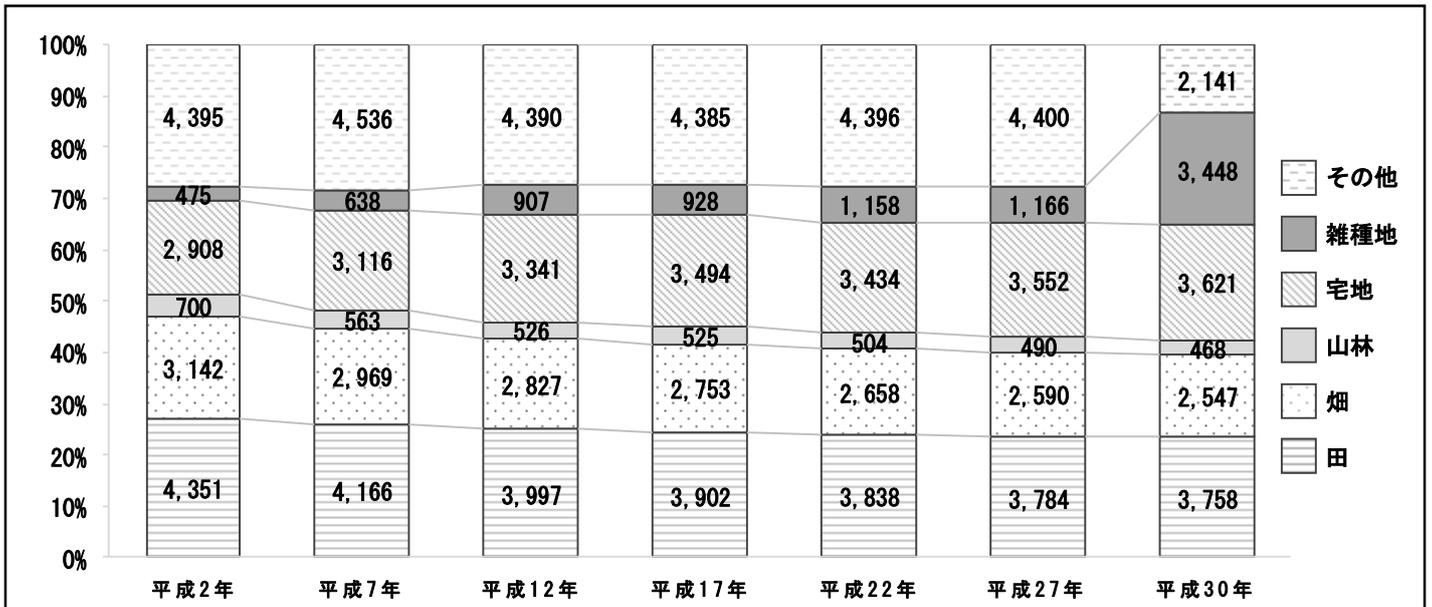


図9：人口の推移（資料：埼玉県人口調査 各年1月1日）

## ② 土地利用

緑地と関わりの深い農林業による土地利用は、平成30年時点で田3,758ha、畑2,547ha、山林468ha、合計6,773ha（約42.4%）です。経年変化をみると、郊外の主たる緑地の対象である田・畑・山林の面積は減少傾向にあります。



※平成30年に雑種地が増加しているのは、「その他」と「雑種地」の区分見直しによるもので、土地利用の変化が主因ではありません。

図10：土地利用の推移（資料：埼玉県統計年鑑 令和元年版他）

### ③ 農業従事者

市域の約4割を占める農地は、豊かな緑でもあり、保全の対象です。農地の耕作、維持・保全・管理に携わる農業従事者数は、平成12年から27年を見ると、徐々に減少しています。

一方、65歳以上の高齢者の割合は、58%から72%へ増加しています。

こうした農業従事者数の変化は、③土地利用のグラフにもあるように、農地割合の低下や荒廃に影響することが懸念されています。

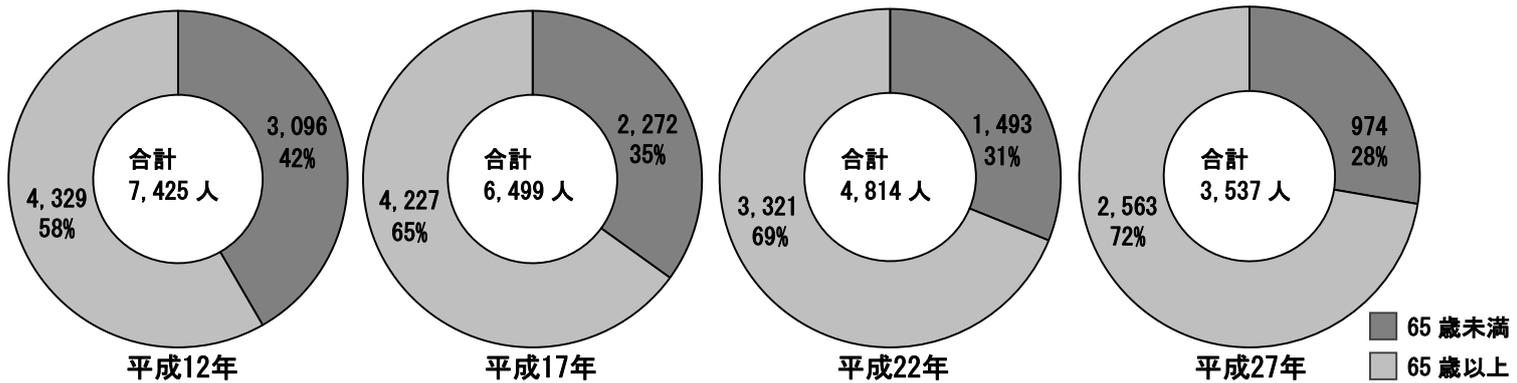


図11：農業従事者数の推移（農林業センサス）

### ④ 景観

本市の景観は、利根川・荒川、南部の平地林や斜面林に加え、農耕地や点在する屋敷林などの自然豊かな景観のほか、中心市街地、北部の妻沼聖天山を中心とした門前町の歴史・文化資源と広大な田園風景などにより形成されています。

本市は、平成19年10月に景観法に基づく景観行政団体となり、市内の景観を保全し次世代に継承するため、平成21年3月に景観計画を策定しています。

景観計画では、一定規模以上の建築物の新築時などにおいて、緑化目標基準を定め、緑化の推進を図っています。

表2：緑化目標基準（建築物の建築等の場合）

行為を行う区域	緑化目標基準の計算式		緑化目標基準
市街化区域	(1 - 法定建蔽率) × 0.2	法定建蔽率 50% の場合	⇒ 敷地面積の 10%
		法定建蔽率 60% の場合	⇒ 敷地面積の 8%
		法定建蔽率 80% の場合	⇒ 敷地面積の 4%
市街化調整区域	市街化区域の最も高い基準値を用いる		⇒ 敷地面積の 10%

※ただし、以下のいずれかに該当する区域については、この基準を適用しないものとする。

- ・工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の敷地の区域
- ・埼玉県が定める「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」第26条に規定する緑化事業者が建築物の建築等を行う敷地の区域

### (3) 緑地の状況

本市の緑地の状況を把握するため、「緑被面積」及び「緑被率」の調査結果をまとめました。

併せて、緑地を構成している「施設緑地」及び「地域制緑地」の状況などを整理しました。

#### ① 緑現況調査

本市の市全域面積15,982haのうち、緑被面積は約10,075ha、緑被率は約63.0%です。このうち、市街化区域の緑被率は約17.9%、市街化調整区域の緑被率は約72.0%になっています。

このように市街化調整区域には十分な緑地がありますが、市街化区域の緑地が少ないことがわかります。

なお、埼玉県全体の緑被率は約66.8%となっており、本市の緑被率は埼玉県全体の緑被率を下回っています。

(資料：埼玉県 身近な緑現況調査)

表3：本市の緑被面積

	市全域		市街化区域	
	(ha)	(%)	(ha)	(%)
緑被地	10,075	63.0	473.1	17.9
非緑被地 (宅地、道路、水面など)	5,907	37.0	2,165.3	82.1
合計面積	15,982	100.0	2,638.4	100.0

※ 緑被率は市の公表面積にて再計算しています。

※ 市全域と市街化区域の緑被地の算出方法は異なります。

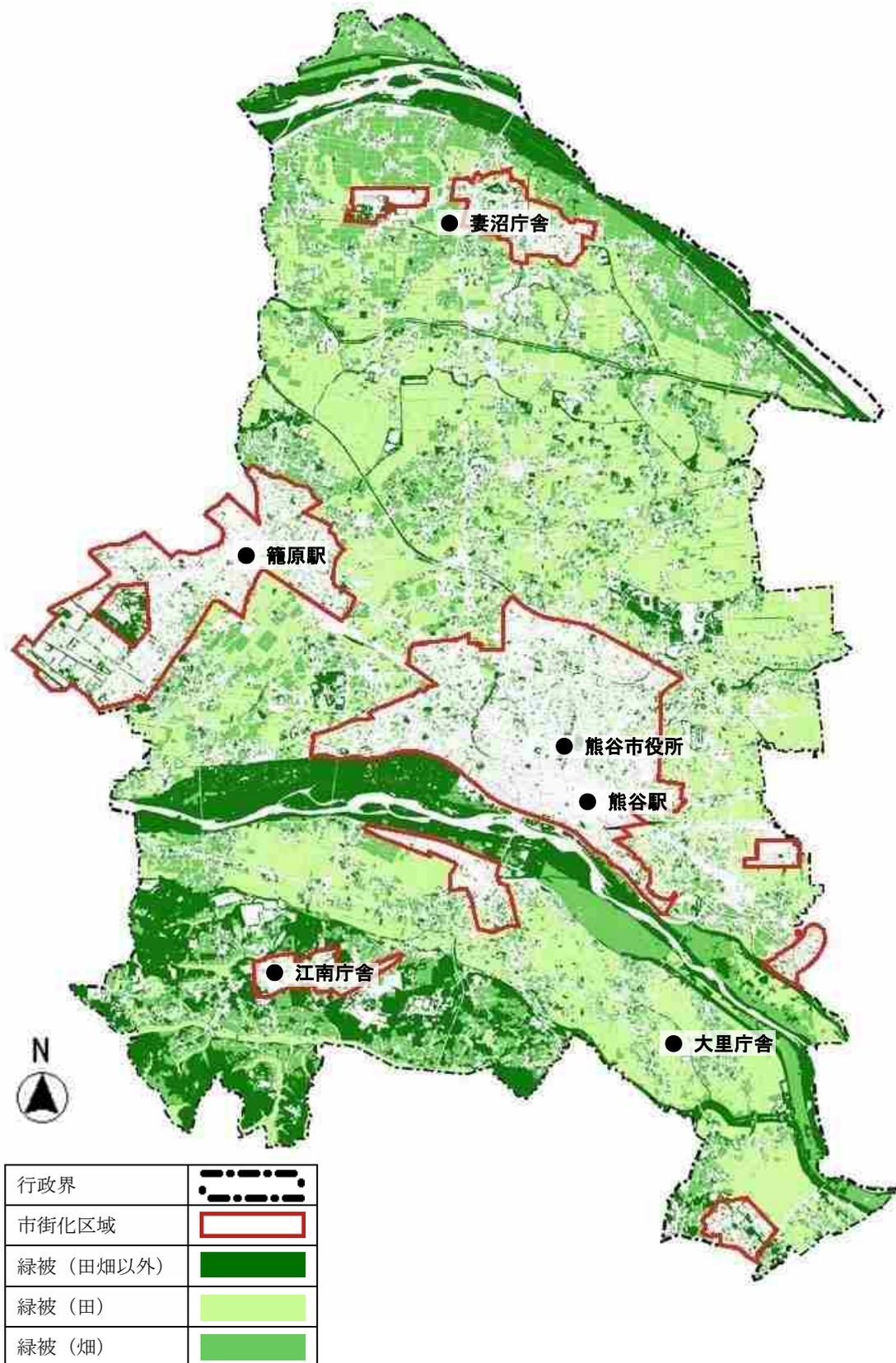


图 1 2 : 緑被图

## ② 施設緑地の状況

施設緑地には、都市公園と都市公園以外の緑地があります。また、都市公園は、都市計画公園と都市計画公園以外の公園に分類されます。

本市には、令和2年4月1日現在146箇所、総面積491.97haの都市公園があります。

市民一人あたりの都市公園面積は25.1㎡で、埼玉県平均の6.96㎡、全国平均の10.6㎡、さらには国の標準（都市公園法施行令）である10㎡を大きく上回っており、県内屈指の都市公園を有する都市となっています。

表4：都市公園の一覧

■都市計画公園		■都市計画公園以外の公園	
街区公園：55箇所(13.29ha)		街区公園：51箇所(13.7ha)	近隣公園：2箇所(3.75ha)
東公園 (0.36)	駅東第4公園 (0.10)	佐谷田公園 (0.33)	妻沼西第一公園 (2.68)
曙公園 (0.10)	曙第2公園 (0.14)	万吉弥太郎公園 (0.20)	妻沼西第二公園 (1.07)
宮前公園 (0.20)	籠原南第3公園 (0.17)	万吉石田公園 (0.11)	<b>運動公園：1箇所(2.35ha)</b>
堤公園 (0.47)	籠原南第5公園 (0.10)	外原西公園 (0.10)	妻沼東運動公園 (2.35)
松風公園 (0.17)		みいずが原上林公園 (0.72)	<b>緑地：15箇所(9.67ha)</b>
赤城公園 (0.06)	<b>近隣公園：8箇所(11.82ha)</b>	中林公園 (0.19)	久下荒川緑地 (0.99)
見晴公園 (0.13)	中央公園 (3.10)	別府農村広場 (1.00)	村岡荒川緑地 (1.37)
宮町公園 (0.09)	荒川公園 (1.51)	日向島農村広場 (0.25)	外原北緑地 (0.13)
籠原第1公園 (0.13)	万平公園 (1.04)	下川上農村広場 (0.24)	外原南緑地 (0.07)
籠原第2公園 (0.11)	外原公園 (1.08)	大塚農村広場 (0.25)	みいずが原緑地 (1.31)
籠原第3公園 (0.05)	別府第2公園 (0.97)	中島農村広場 (0.21)	みいずが原下山緑地 (0.32)
寿公園 (0.10)	みいずが原公園 (1.82)	中条農村広場 (0.34)	市民の森 (0.55)
熊久公園 (0.08)	船木台中央公園 (1.10)	荒宿農村広場 (0.25)	瀬南緑地 (0.05)
美土里町公園 (0.12)	籠原中央公園 (1.20)	水越農村広場 (0.24)	かめの道 (2.30)
玉井公園 (0.27)	<b>総合公園：4箇所(62.89ha)</b>	今井農村広場 (0.19)	妻沼西第1緑地 (0.55)
本石公園 (0.11)	別府沼公園 (17.10)	四方寺農村広場 (0.21)	妻沼西第2緑地 (0.68)
大幡公園 (0.20)	妻沼運動公園 (10.39)	奈良中央公園 (0.49)	妻沼西第3緑地 (0.28)
別府第1公園 (0.43)	江南総合公園	吉原公園 (0.45)	妻沼西第4緑地 (0.25)
別府第3公園 (0.66)	(小原運動公園) (11.40)	玉井運動広場 (0.49)	妻沼西第5緑地 (0.58)
小菅根公園 (0.41)	国営武蔵丘陵森林公園	下増田公園 (0.21)	山神緑地 (0.24)
石原公園 (0.65)	(全体：307.6 本市分：24.0)	楓山公園 (0.25)	
新島公園 (0.30)	<b>運動公園：2箇所(32.46ha)</b>	阿諏訪野公園 (0.27)	
中奈良公園 (0.64)	熊谷運動公園	大林公園 (0.25)	
雀宮第1公園 (0.12)	(熊谷さくら運動公園) (30.60)	大境公園 (0.25)	
雀宮第4公園 (0.23)	南運動場	桜リバーサイドパーク (0.59)	
雀宮第5公園 (0.17)	(伊勢町ふれあい公園) (1.86)	原谷公園 (0.49)	
肥塚公園 (0.58)	<b>歴史公園：1箇所(0.3ha)</b>	肥塚出口公園 (0.13)	
箱田第1公園 (0.24)	星溪園 (0.30)	肥塚中島公園 (0.20)	
箱田第2公園 (0.20)	<b>広域公園：1箇所(88.3ha)</b>	山神公園 (0.49)	
箱田第3公園 (0.21)	北武蔵公園(県営熊谷スポーツ	南中山公園 (0.18)	
箱田第4公園 (0.49)	文化公園) (88.30)	妻沼東中央公園 (0.25)	
久下第1公園 (0.56)	<b>緑地：6箇所(253.44ha)</b>	妻沼東ふれあい公園 (0.23)	
久下第2公園 (0.17)	玉井緑地 (0.73)	妻沼東父沼公園 (0.14)	
久下第3公園 (0.26)	熊谷荒川緑地 (25.60)	妻沼東芦原公園 (0.24)	
久下第4公園 (0.26)	新堤緑地 (1.10)	妻沼東境塚公園 (0.23)	
雀宮第2公園 (0.13)	県営荒川大麻生公園 (166.70)	妻沼東芝川公園 (0.14)	
雀宮第3公園 (0.10)	雀宮緑地 (0.21)	めめま中央公園 (0.33)	
玉井稻荷木第1公園 (0.22)	利根川総合運動公園 (59.10)	神明町公園 (0.12)	
玉井稻荷木第2公園 (0.19)		さくら公園 (0.29)	
上之公園 (0.38)		上石公園 (0.14)	
玉井在家第1公園 (0.20)		中西公園 (0.12)	
玉井在家第2公園 (0.15)		新堀第2公園 (0.10)	
玉井在家第3公園 (0.25)		新堀第3公園 (0.14)	
広瀬川原公園 (0.29)		新堀第4公園 (0.26)	
平戸公園 (0.58)		コクーン公園 (0.09)	
籠原南第1公園 (0.18)		新島北公園 (0.11)	
籠原南第2公園 (0.19)		新堀第5公園 (0.11)	
籠原南第4公園 (0.10)		向諏訪公園 (0.11)	
駅東第1公園 (0.10)		新堀第1公園 (0.25)	
駅東第2公園 (0.12)		妻沼小島東農村広場 (0.48)	
駅東第3公園 (0.27)		妻沼小島中央農村広場 (0.25)	
<b>合計：77箇所(462.50ha)</b>		<b>合計：69箇所(29.47ha)</b>	
<b>合計：146箇所(491.97ha)</b>			

都市公園以外の施設緑地としては、「公共施設緑地（学校の植栽地や公共団体が設置しているグラウンドなど）」と「民間施設緑地（企業が設置しているグラウンドや寺社境内地など）」があります。

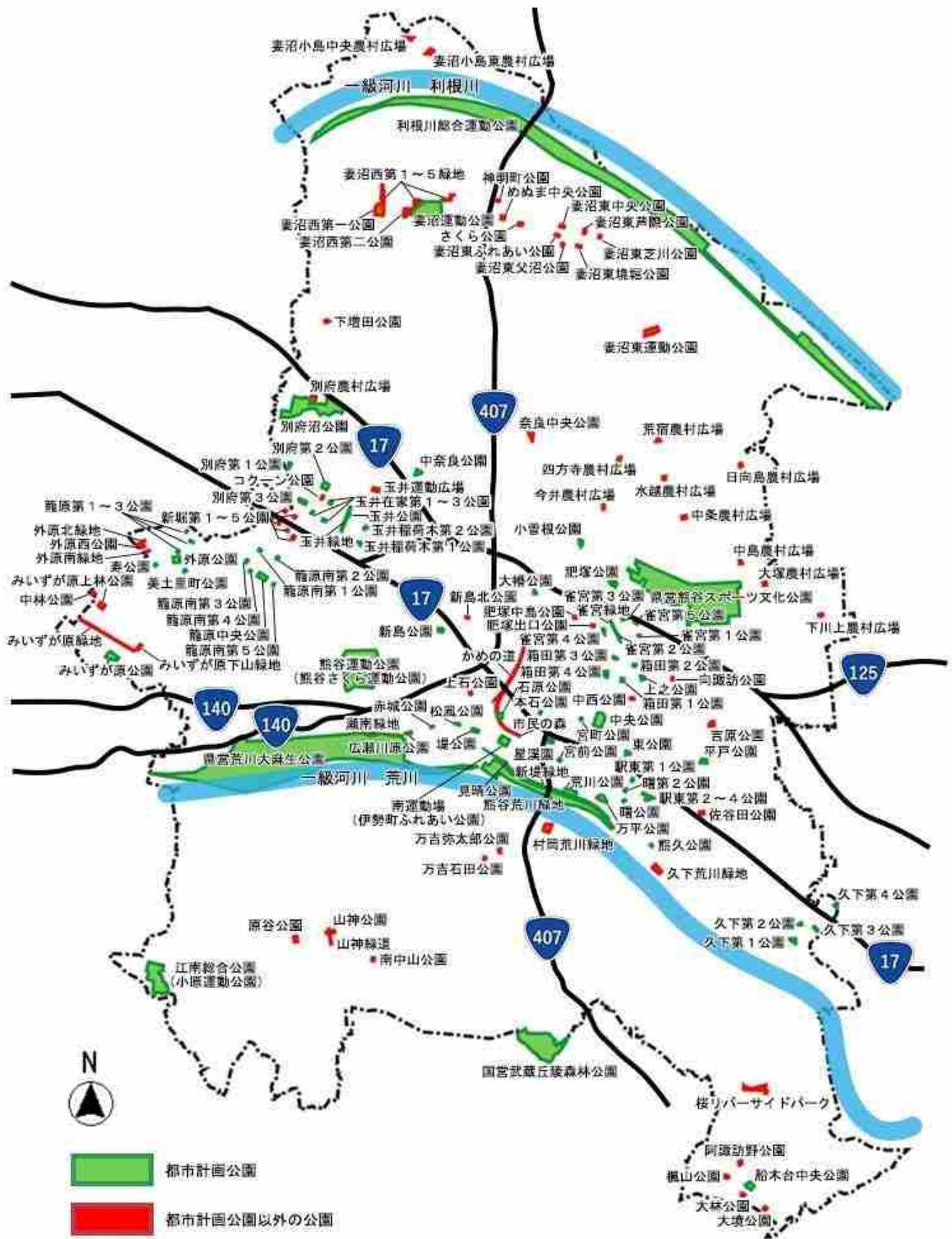


図 1 3 : 都市公園の位置 (令和 2 年 4 月現在)

### ③ 地域制緑地の状況

本市における地域制緑地は、河川区域、自然環境保全地域、生産緑地地区、農業振興地域内の農用地区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林などがあります。

緑現況調査の結果から、市街化調整区域の緑の面積は相当程度ありますが、市街化区域の緑が少ないことが明らかになりました。

今後の緑の量・質の向上に向けた取組は、市街化調整区域の豊かな緑を保全しつつ、市街化区域に緑をはじめとする潤いのある空間を創出することが重要となります。

しかしながら、保全と創出の対象となる緑地の大部分が民有地となるため、地域制緑地に関わる制度などを用いて保全と創出に取り組む必要があります。

本計画における地域制緑地の保全と創出に向けて、想定される主な施策を示します。



図14：地域制緑地を増やすための主な施策

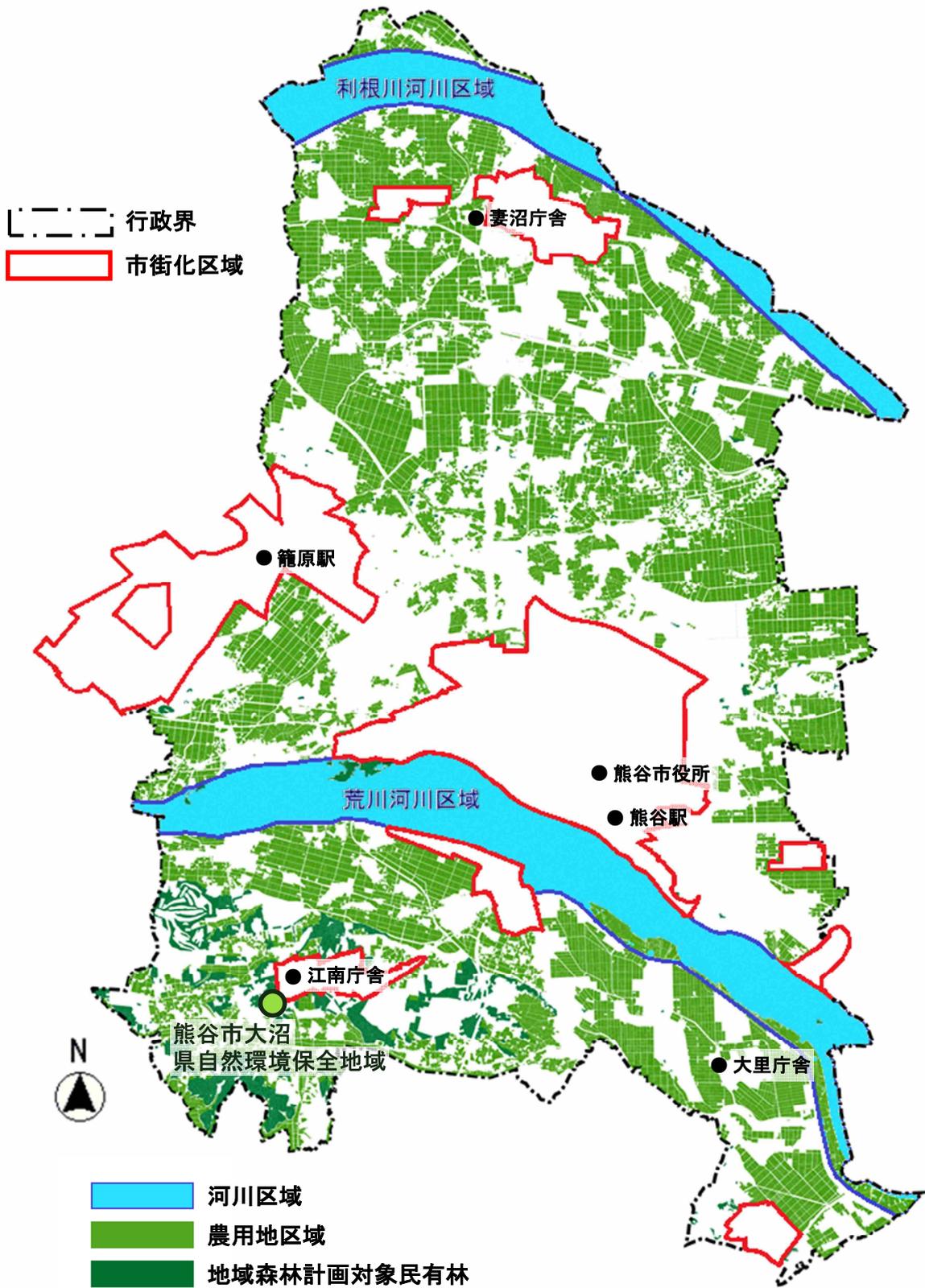


図15：主な地域制緑地の位置

## 2-2. 緑に関する市民の意識

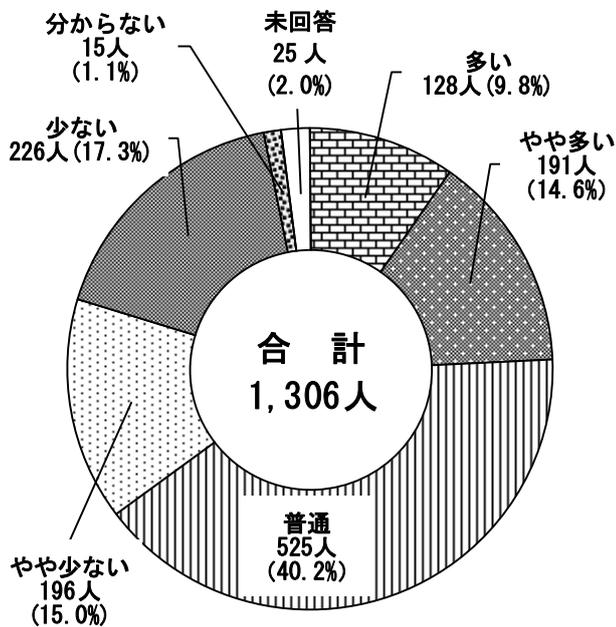
市民の緑に対する意識や意向を把握するために、令和2年1月に「熊谷市の緑についてのアンケート調査」を実施しました。

アンケート調査は、市内在住の18歳以上80歳未満から無作為抽出による3,000人を対象にアンケート用紙を郵送し、回答者数は1,306人（回収率43.5%）でした。

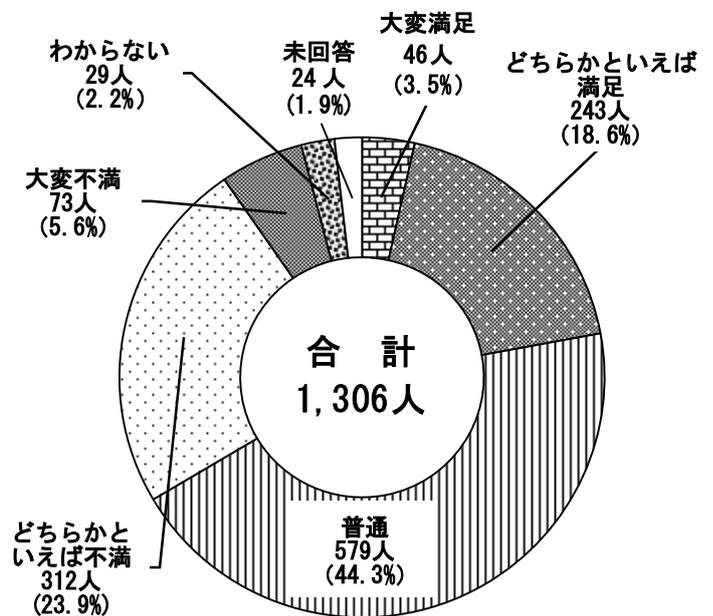
### (1) 熊谷市の緑についてのアンケート調査結果

#### ① 身のまわりの「緑」について

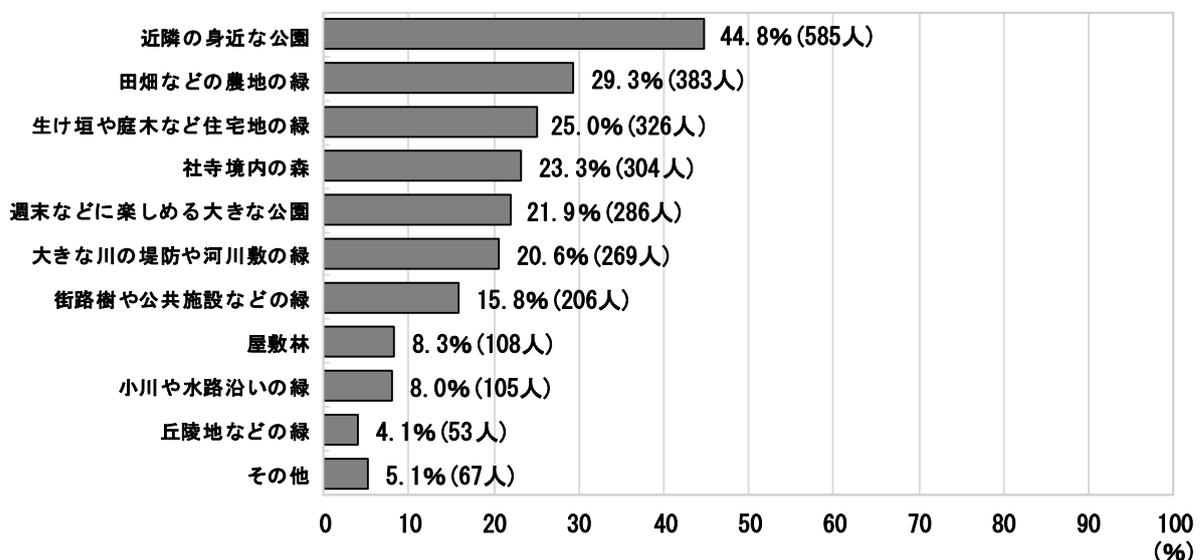
##### 【緑の量について】



##### 【緑の量の満足度】

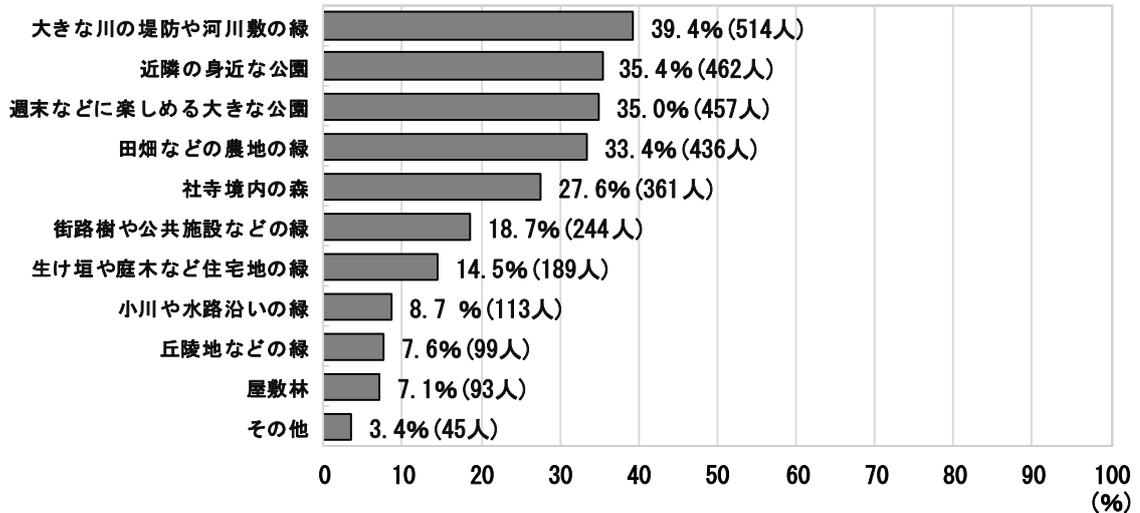


#### 【満足している緑】（複数回答あり）

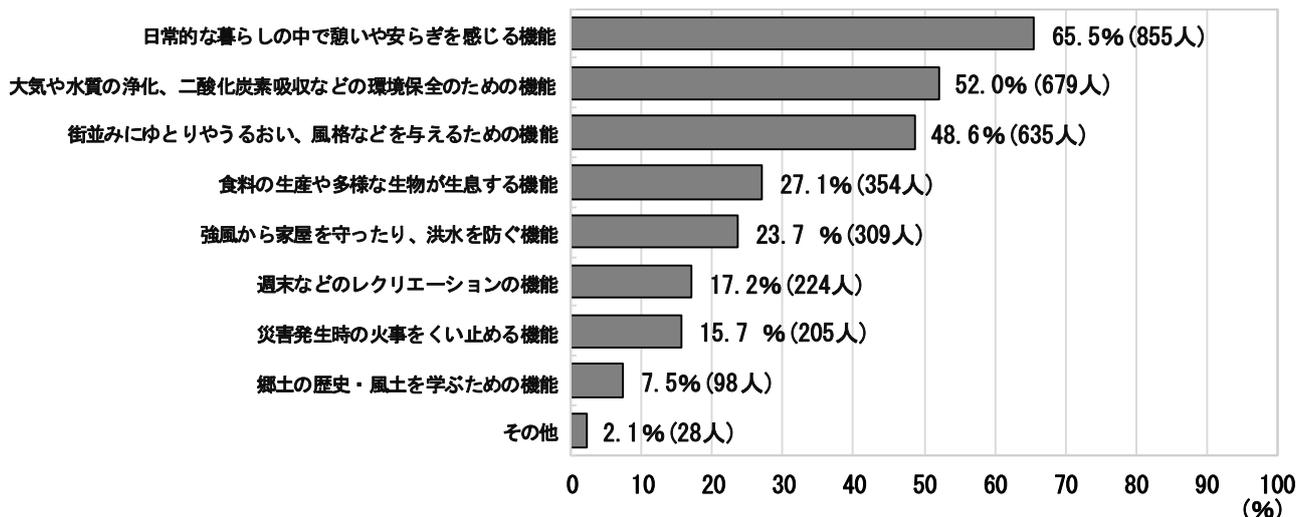


## ② 市内の「緑」について

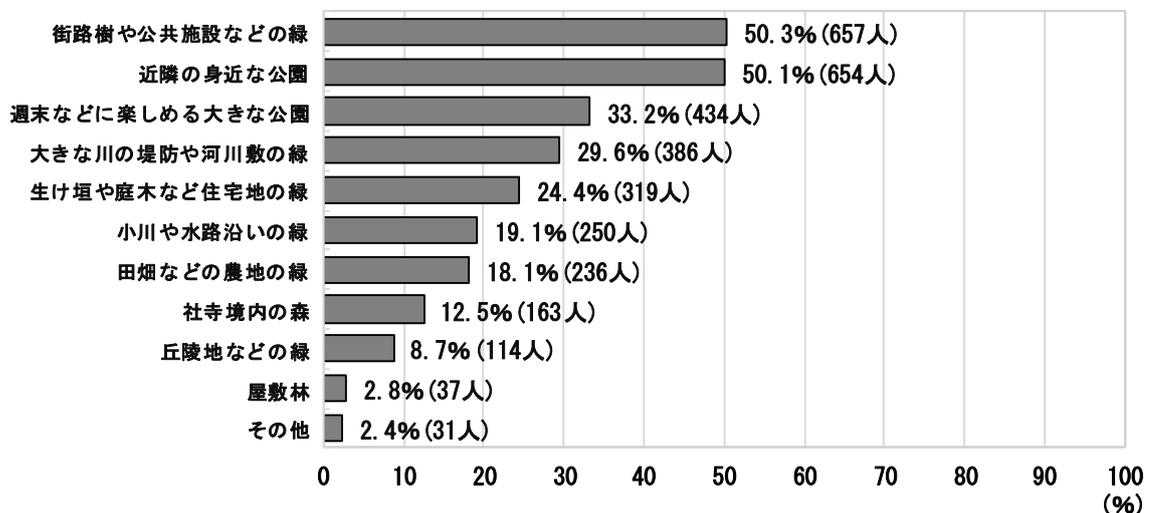
### 【多いと感じる緑】（複数回答あり）



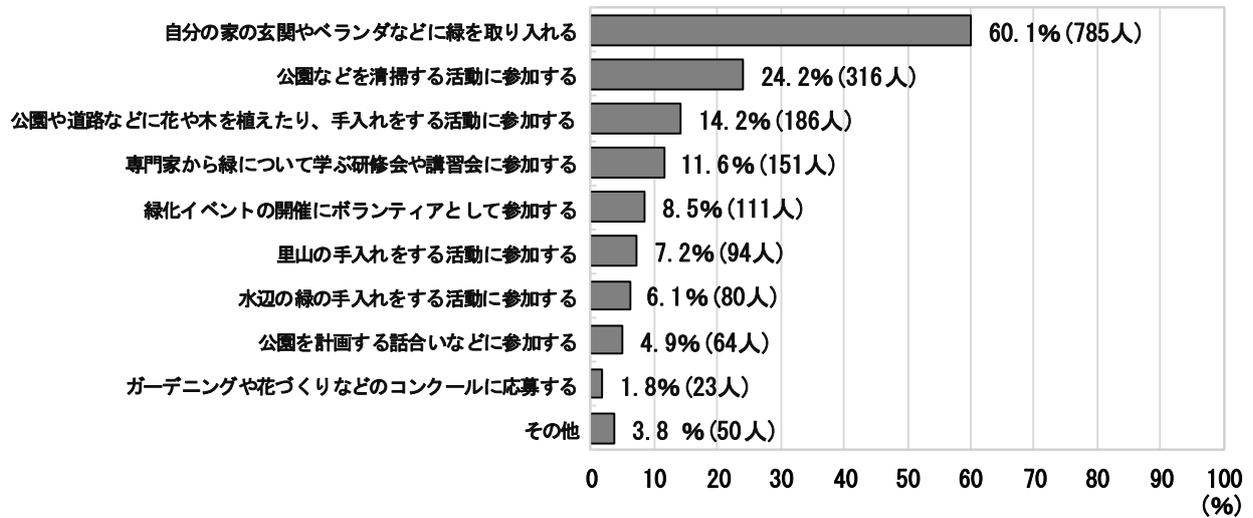
### 【期待している緑の機能】（複数回答あり）



### 【守り増やしたい緑】（複数回答あり）



③ 「緑」のための市民の取組について  
【今後取り組みたいこと】（複数回答あり）

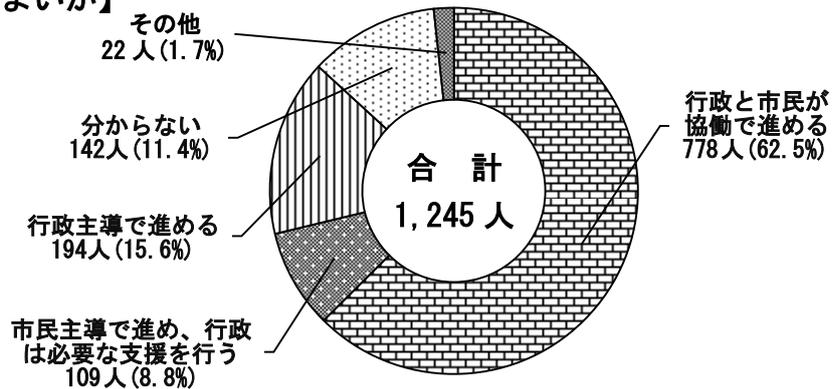


④ 緑をつくり守り育てるための市民や地域社会、企業の取組について  
【主な自由意見】

- 「ラグビーの街」熊谷らしく、地元ラグビーチームと共同で公園内でのイベントを企画して欲しい。
- 四季それぞれの花を楽しめる場をつくって欲しい。
- 動物と共存できるような緑の創出、環境づくりを図って欲しい。
- 市民参加の緑化活動のPRが少ない。
- 教育の一環として、学生と緑を育てる活動を行って欲しい。
- 緑化モデルとなる施設をつくって欲しい。
- 災害に備えた計画的な緑化を行って欲しい。
- 初心者でも簡単にできる緑化について学べる場を増やして欲しい。
- 行政・企業・市民が一体となって、地域別に緑化へ取り組む姿勢が必要である。
- テーマを決めた計画的な植栽をして、地域活性化につなげて欲しい。

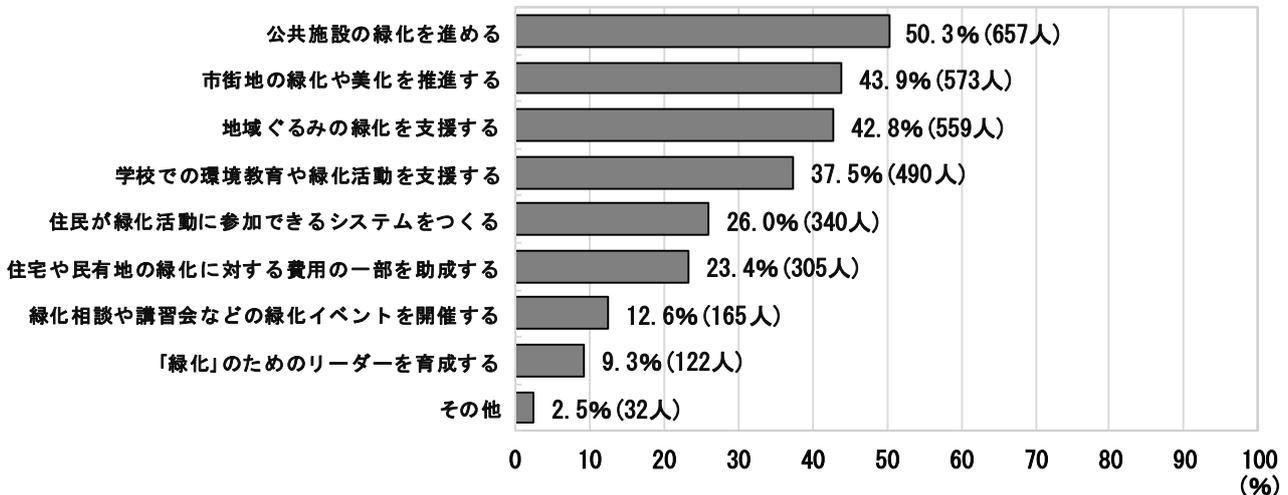
⑤ 「緑」のための本市の取組について

【緑化をどうすすめたらよいか】



※複数回答者は集計から除いたため、回答者数と差異があります。

【行政が取り組むべき「緑化」について重要だと思うもの】



⑥ 緑をつくり守り育てるための行政の役割や自身で取り組んでいくこと、取り組んでみたいことについて

【主な自由意見】

- 所有地面積ごとの「緑被率」の目標を定め、経年計画に基づき発表する場を設けて表彰制度を取り入れる。
- 熊谷独自の「緑の日」を策定し、市主催のイベントを開催して欲しい。
- 自身の庭にビオトープを作って、緑化に取り組んでいる。
- 災害時のことを考え、ブロック塀を生垣にしていき、その際に補助などをして欲しい。
- 子どもたちともっと積極的な樹名板の作成を行って欲しい。
- 各地域にガーデニングサークルを作り、取組を市報などで逐一発信していく。
- 荒廃した農地の有効活用をしていく。
- 市民向けの緑地マップを作成して欲しい。
- 緑化を考えている企業への補助などの制度を整備して欲しい。
- 子どもが自宅でも簡単に家族とできる緑化への取組を学校で教えて欲しい。
- 神社や仏閣などの歴史文化資源の緑を守っていくための支援をして欲しい。

## (2) アンケート調査結果のまとめ

アンケートの調査結果から得られた緑に関する市民の意識や意向を以下に示します。

### ■ 身のまわりの「緑」について

- ・ 身のまわりの緑の量については、満足している市民より、不満と感じている市民の方が多い。
- ・ 満足している緑については、回答者の4割以上が「近隣の身近な公園」と回答している。

### ■ 市内の「緑」について

- ・ 市民が期待している緑の機能については、回答者の半数以上が「日常的な暮らしの中で憩いや安らぎを感じる機能」「大気や水質の浄化、二酸化炭素吸収などの環境保全のための機能」と回答している。
- ・ 市民が守り増やしたい緑については、回答者の半数以上が「街路樹や公共施設などの緑」「近隣の身近な公園」と回答している。

### ■ 「緑」のための市民の取組について

- ・ 今後、緑のために取り組みたいことについては、回答者の約6割が「自分の家の玄関やベランダなどに緑を取り入れる」と回答している。
- ・ 今後、緑のために取り組みたいことについては、回答者の2割以上が「公園などを清掃する活動に参加する」と回答している。

### ■ 「緑」のための本市の取組について

- ・ 緑化をどうすすめたらよいかについては、回答者の6割以上が「行政と市民が協働で進める」と回答している。
- ・ 行政が取り組むべき緑化について重要だと思えるものについては、回答者の4割以上が「公共施設の緑化を進める」「市街地の緑化や美化を推進する」「地域ぐるみの緑化を支援する」と回答している。

## 2-3. 緑に関する課題

本市における緑に関する課題を以下に示します。

### 課題の根拠

#### 現状・現地調査からの課題

##### 【自然的条件】

- ・水田や畑、山林の面積が減少傾向にある。
- ・ヒートアイランド現象などにより、夏季の気温の高さが全国的に知られている。
- ・自然環境の多様性が損なわれつつある。

##### 【社会的条件】

- ・人口の減少、少子高齢化が進行している。
- ・農家数、経営耕地面積が減少している。
- ・熊谷らしい景観形成に配慮する必要がある。

##### 【緑地の状況】

- ・市街化調整区域の緑被率は高いが、市街化区域は低い。
- ・市街化区域の中でも特に駅周辺の緑が少ない。
- ・公共公益施設の緑の保全・創出は進められている。

#### 市民アンケート調査からの課題

- ・緑の歴史文化資源の保全・維持管理が必要である。
- ・市民の緑に対する満足度が高まる施策への取組が必要である。
- ・行政と市民が協働で進める施策への取組が必要である。
- ・市民が取り組みやすい緑化活動の企画と情報発信が必要である。
- ・市民、事業者が取り組む緑化活動へのサポートが必要である。

## 本市の緑に関する課題

### ①郊外の豊かな緑を保全する必要がある

緑現況調査から、市街化調整区域には豊かな緑や貴重な自然が残されていることが明らかとなりました。

水源かん養・環境保全・災害防止・レクリエーションなどの多様な機能を有する山林・農地・河川を、都市環境の基盤をなす緑として、まとまりのある形で保全する必要があります。

併せて、適正な管理や方策を通じて荒廃あるいは失われた緑の再生を図っていく必要があります。

### ②緑について積極的に活用する必要がある

上位計画である総合振興計画には将来都市像「子どもたちの笑顔があふれるまち熊谷 ～輝く未来へトライ～」の実現のための施策が定められ、その中には本計画と関連する施策があり、将来都市像の実現のために、緑は大切な要素になっています。

安全で快適なまちづくりを進めるにあたっては、緑の機能や重要性を市民に啓発し、景観資源となる水や緑を積極的に保全・創出し、まちの魅力を高める要素として活用する必要があります。

### ③市街化区域の緑を増やす必要がある

緑現況調査の結果、市街化区域の緑の量は市街化調整区域の緑と比較すると減少している状況が明らかになりました。

全国的に夏の暑さで有名な熊谷市において、環境負荷の低減や市民生活の安全性向上、まちの美観の向上につながる市街化区域の緑を保全し創出するためには、公共施設や民有地において積極的に緑化を推進する必要があります。

### ④緑を守り育む場所や機会をつくる必要がある

市民アンケート調査の結果では、緑を守り育む場所や機会が少ないと感じているという意見がありました。

市民の交流・活動の場となる主に施設緑地の整備にあたっては、市の財政状況や市民のニーズなどを考慮し、都市公園の整備とともに公共施設や農地及び山林などの民有地の活用も視野に入れた複合的な対応を図る必要があります。

### ⑤協働による取組をすすめる必要がある

今後、緑を施設緑地の整備だけで増やすことは困難であることから、市域の大部分を占める民有地において、市民や事業者自ら緑の保全と創出を推進することが重要です。

里山や農地など、緑地の保全・再生と管理、市街化区域の緑化、都市公園の整備と維持管理などを、市民・事業者・行政が役割を分担しつつ、協働で推進していくための仕組みを整えていく必要があります。

## 3章 計画の基本方針

3-1. 基本的な取組

3-2. 旧計画の目標の達成状況

3-3. 計画の目標

### 3-1. 基本的な取組

本市には、日本を代表する一級河川の利根川と荒川が流れ、この二大河川からもたらされる恵みにより豊かな水と肥沃な農地が形成され、周辺は平地林で被われています。また、西部には櫛挽台地、南部には江南台地及び比企丘陵の一部があるなど、多様な緑が守られ育まれています。

しかし、熊谷駅周辺などを含む市街化区域は、開発行為などにより、市民の生活に安らぎや潤いを与える「身近な緑」が失われつつあります。

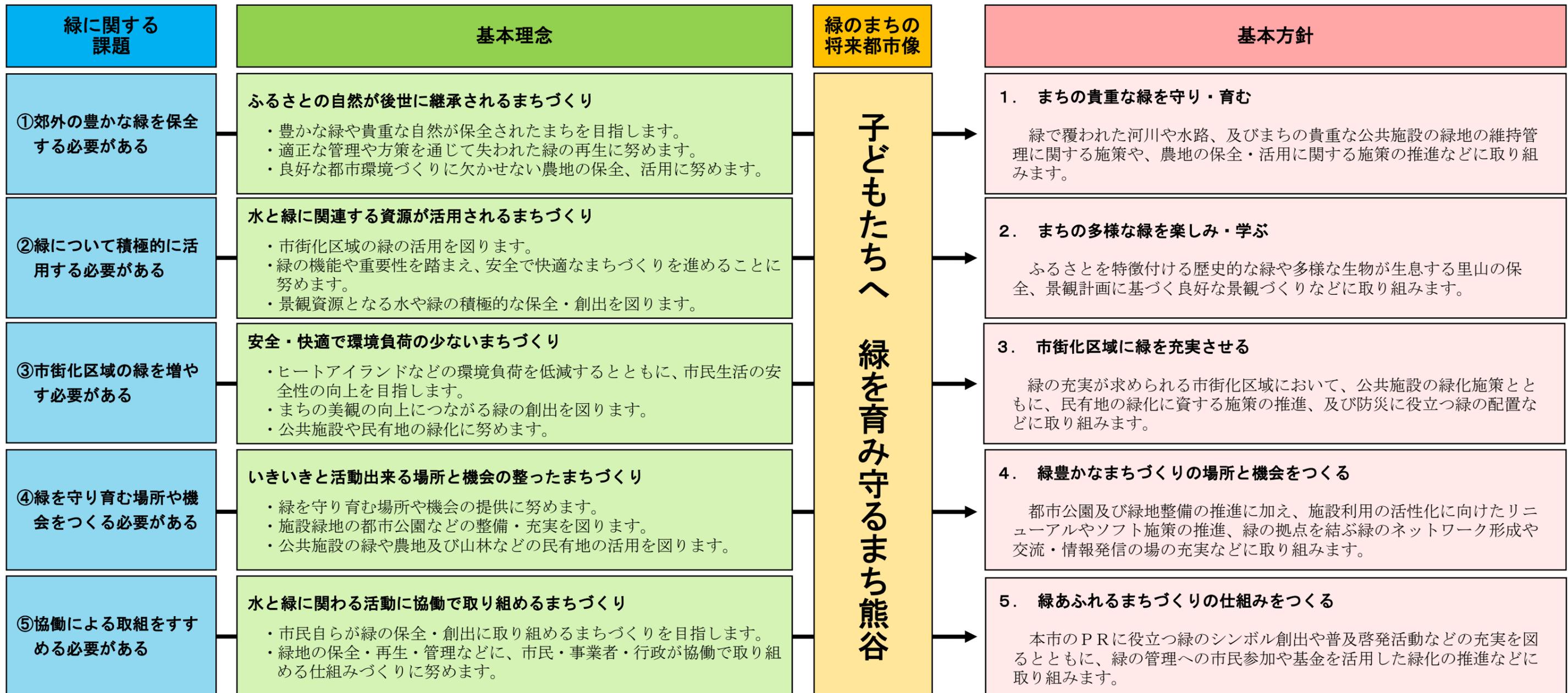
一方、近年における地球温暖化や気候変動については、パリ協定やSDGsなど国際的な問題として、地球規模での重要性が再認識される中、生物多様性に関する取組や緑が果たす役割・機能について、市民が身近な問題として認識する必要があります。

このため、身近な「まちの貴重な緑を守り・育む」ことを継続しつつ、「まちの多様な緑を楽しむ・学ぶ」機会を創出していく必要があります。

そして、市民一人一人の緑化への意識を高めて「市街化区域に緑を充実させる」とともに「緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる」取組を増やし、かけがえのない水と緑を未来に継承させる「緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる」ことが大切です。

本計画においては、5つの緑に関する課題に対応した5つの基本理念を定めました。そして、緑のまちの将来都市像は、上位・関連計画を踏まえ、5つの基本理念を反映し『子どもたちへ 緑を育み守るまち熊谷』と定めました。

この緑のまちの将来都市像の実現のためには、さまざまな緑の施策を市民や事業者と行政が協働で進めることが重要となります。そこで、本市の緑豊かな自然環境を後世に残すとともに、市民が身近な緑とふれあい続けるために、取り組むべき5つの基本方針を定めました。



### 3-2. 旧計画の目標の達成状況

旧計画における目標の達成状況は下記のとおりです。達成状況を評価した上で、新計画における目標や取組について検証していく必要があります。

なお、目標年次は、平成23年度から平成32年度（令和2年度）の10年間ですが、最終的な達成状況の評価にあたっては、令和元年度末の数値を基準とします。

#### (1) 緑地の確保量（市街化区域における緑被率）

旧計画策定時 ※1	中間値 (平成26年度末)	現況値 (令和元年度末)	旧計画目標
20.3% (水面を含む)	—	17.9% (水面を除く)	25.0% (水面を含む)
20.1% (水面を除く)			

※ 旧計画策定時には、河川などの水面が緑被率に含まれていましたが、今回の緑現況調査には含まれていないため、正確な状況の把握のため、策定時の数値から水面の割合（0.2%）を除いて検証を行いました。

計画策定時からの緑被率は減少傾向にあります。これは、市街化区域内の都市化の進展によるものと考えられます。緑地が持つ環境負荷の低減といった効果を考慮して、適切な緑地の保全や創出に取り組むことが必要です。

#### (2) 緑地の確保量（市域全体における緑被率）

旧計画策定時	中間値 (平成26年度末)	現況値 (令和元年度末)	旧計画目標
65.6% (水面を含む)	—	63.0% (水面を除く)	66.4% (水面を含む)
62.4% (水面を除く)			

※ 旧計画策定時には、河川などの水面が緑被率に含まれていましたが、今回の緑現況調査には含まれていないため、正確な状況の把握のため、策定時の数値から水面の割合（3.2%）を除いて検証を行いました。

数値は、若干の増加傾向にあります。豊かな緑を保全しつつ、親しみを感じることのできる空間の創出のため、さらなる取組を推進します。

### (3) 市民1人当たりの都市公園面積及び都市公園等設置数

旧計画策定時	中間値 (平成26年度末)	現況値 (令和元年度末)	旧計画目標
23.7㎡ 120箇所	24.4㎡ 143箇所	25.1㎡ 146箇所	24.0㎡ 145箇所

いずれも目標値を達成しました。今後は、数値の維持はもちろん、適正に管理していくことで市民の満足度の向上を目指していくことが重要となります。

### (4) 自治会などが管理する公園数（都市公園）及び公園サポーター制度を導入している公園の割合

旧計画策定時	中間値 (平成26年度末)	現況値 (令和元年度末)	旧計画目標
89箇所 74%	106箇所 78%	110箇所 88%	114箇所 80%

制度導入の割合は、目標値を達成しましたが、公園数は、目標値に未到達でした。これは、指定管理者制度の導入を積極的に進めたことにより、対象となる公園数自体が減少したため、割合は大幅に向上したものの、公園数自体はそこまでの伸びではないことを示しています。今後は、都市公園以外の公園も含めて取り組むことで、制度の拡大を目指していきます。

### (5) 緑などに関する市民の意識・満足度

緑などに関する市民の意識・満足度	旧計画策定時	中間値 (平成26年度末)	現況値 (令和元年度末)	旧計画目標
自宅周辺の緑について満足している市民の割合	26%※2	(63%)※4	22%※6	35%
熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	49%※3	49%※5	42%※7	60%

調査方法の変更もあり、正しい比較はできませんが、目標を達成したとはいいがたい結果となりました。市民のニーズを把握し、取り組んでいくことが求められています。

- ※1 旧計画策定時の数値は、平成22年3月31日現在のものです。
- ※2 数値は平成21年度実施「熊谷市の緑についてのアンケート調査」結果より。回答は5段階で、「大変満足」「どちらかといえば満足」と答えた人の割合を記載しました。
- ※3 数値は平成21年度実施「熊谷市民意識調査」結果より。回答は「はい」「いいえ」の2択で、「はい」と答えた人の割合を記載しました。
- ※4、5 数値は平成27年2月実施「市民生活の現状及び満足度」についてのアンケート結果より。回答は「はい」「いいえ」の2択で、「はい」と答えた人の割合を記載しました。※4については、計画策定時と調査方式が異なるため、参考値として掲載しました。
- ※6 数値は令和2年1月実施「熊谷市の緑についてのアンケート調査」結果より。回答は6段階で、「大変満足」「どちらかといえば満足」と答えた人の割合を記載しました。
- ※7 数値は令和2年2月実施「まちづくり市民アンケート調査」結果より。回答は6段階で、「大変満足」「どちらかといえば満足」と答えた人の割合を記載しました。

### 3-3. 計画の目標

本計画においては、緑地保全及び緑化推進のための目標値を設定します。

①緑被率（市域全体）

埼玉県平均の66.8%を目標値に定めています。

②緑被率（市街化区域）

旧計画策定時の数値程度まで回復させることを目指します。

③市民1人当たりの都市公園面積及び都市公園等設置数

市民1人当たりの都市公園面積は、埼玉県・全国の平均及び国の標準面積を大きく超えていることから、今後は、面積を維持するとともに、公園の適正な管理に努めます。また、土地区画整理事業などにより、新たな公園を整備し150箇所の達成を目指します。

④公園サポーター制度を導入している公園の割合

旧計画では、都市公園だけが対象でしたが、子供広場や児童遊園なども対象に含め、さらなる制度の拡大を目指します。

⑤緑などに関する市民の意識・満足度

総合振興計画・まちづくり市民アンケート調査・今回の本計画策定において実施した市民アンケート調査などを考慮して定めています。

表5：緑地保全及び緑化推進の目標

目標設定の項目		現況値 (令和元年度末)	計画目標	基本方針に関する 施策指標
①緑被率(市域全体)		63.0%	66.8%	基本方針 1、2
②緑被率(市街化区域)		17.9%	20.0%	基本方針 2、3
③市民1人当たりの都市公園面積及び 都市公園等設置数		25.1㎡ 146箇所	25.1㎡ 150箇所	基本方針 4
④公園サポーター制度を導入している 公園の割合		74.3%	80%	基本方針 4、5
⑤緑などに関する市民の意識・ 満足度	自宅周辺の緑について満足している市民 の割合	22.1%	35%	基本方針 5
	公園に親しみを感じる市民の割合	59.5%	64.4%	基本方針 4、5

## 4章 緑地の配置計画

### 4-1. 全体計画

### 4-2. 地区別の配置計画

## 4-1. 全体計画

本市には、大規模な公園や河川敷などの緑の拠点があり、それぞれ緑化推進及び緑地保全の役割を果たしています。

今後は、こうした緑の拠点における緑化への取組状況を広く市民・事業者・行政の間で情報の共有を図り、それぞれの活動を補完することで相乗効果を生じることが期待されます。

具体的には、比較的緑の少ない市街化区域を囲む市街化調整区域の緑を、効率的かつ効果的にネットワーク化することで、市民が緑に関する地域資源を再認識しやすくなるとともに、多様な緑の活用を図ることが可能となります。

そこで、植樹帯を有する歩道付きの街路や緑地帯、河川・水路などの水辺空間など、「緑地」を構成する要素が連続している場所をネットワーク化することにより、都市構造や緑地の利用状況などを踏まえた施策の展開に役立てていきます。

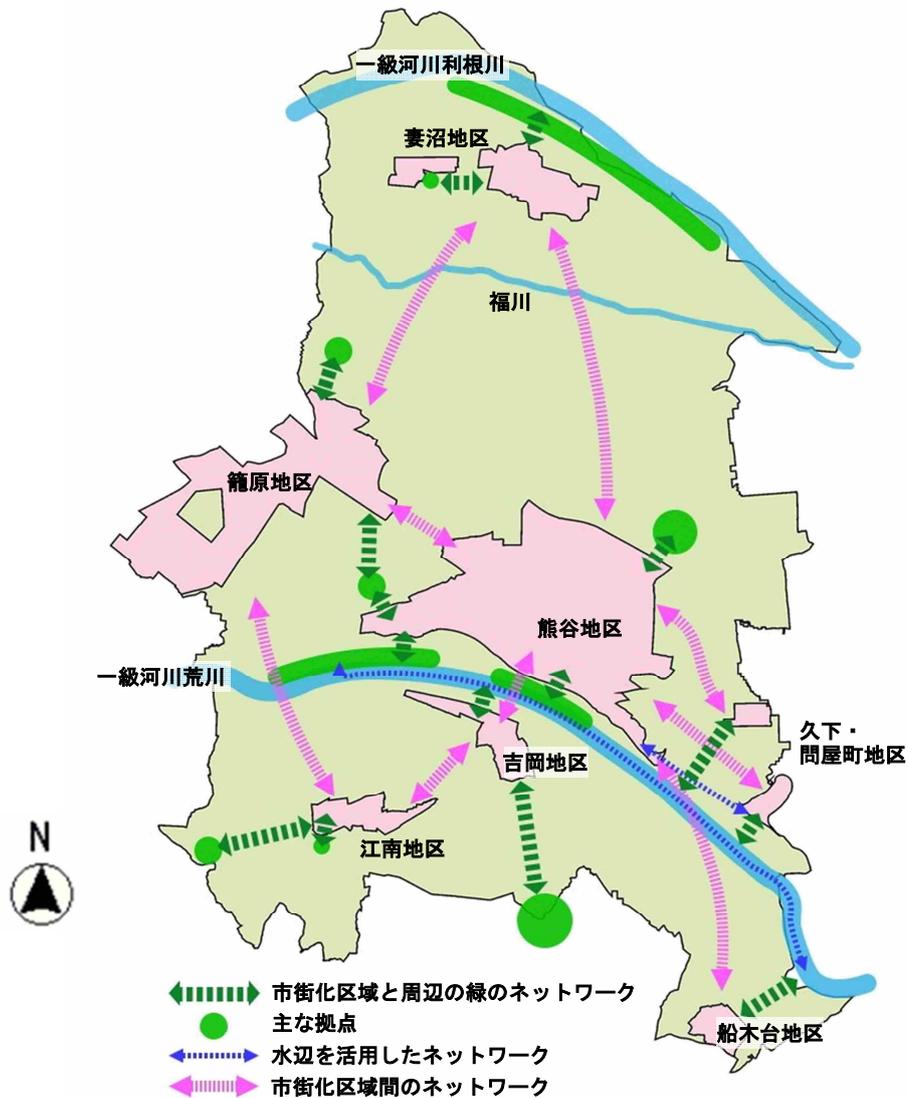


図 1 6 : 緑の配置全体計画図

## 4-2. 地区別の配置計画

緑現況調査や施設緑地の状況などが示すとおり、市街化調整区域の緑は豊富で充実しています。しかし、市街化区域の緑は市街化調整区域に比べると量が少なく、質の充実も課題となっています。

市民及び熊谷市を訪れた人々が本市の緑の豊かさが実感できるよう緑の施策を進めるためには、多くの市民が居住する市街化区域において緑を充実する施策の展開を図ることが重要であることから、市内7地区の市街化区域を対象として緑の配置計画を策定します。

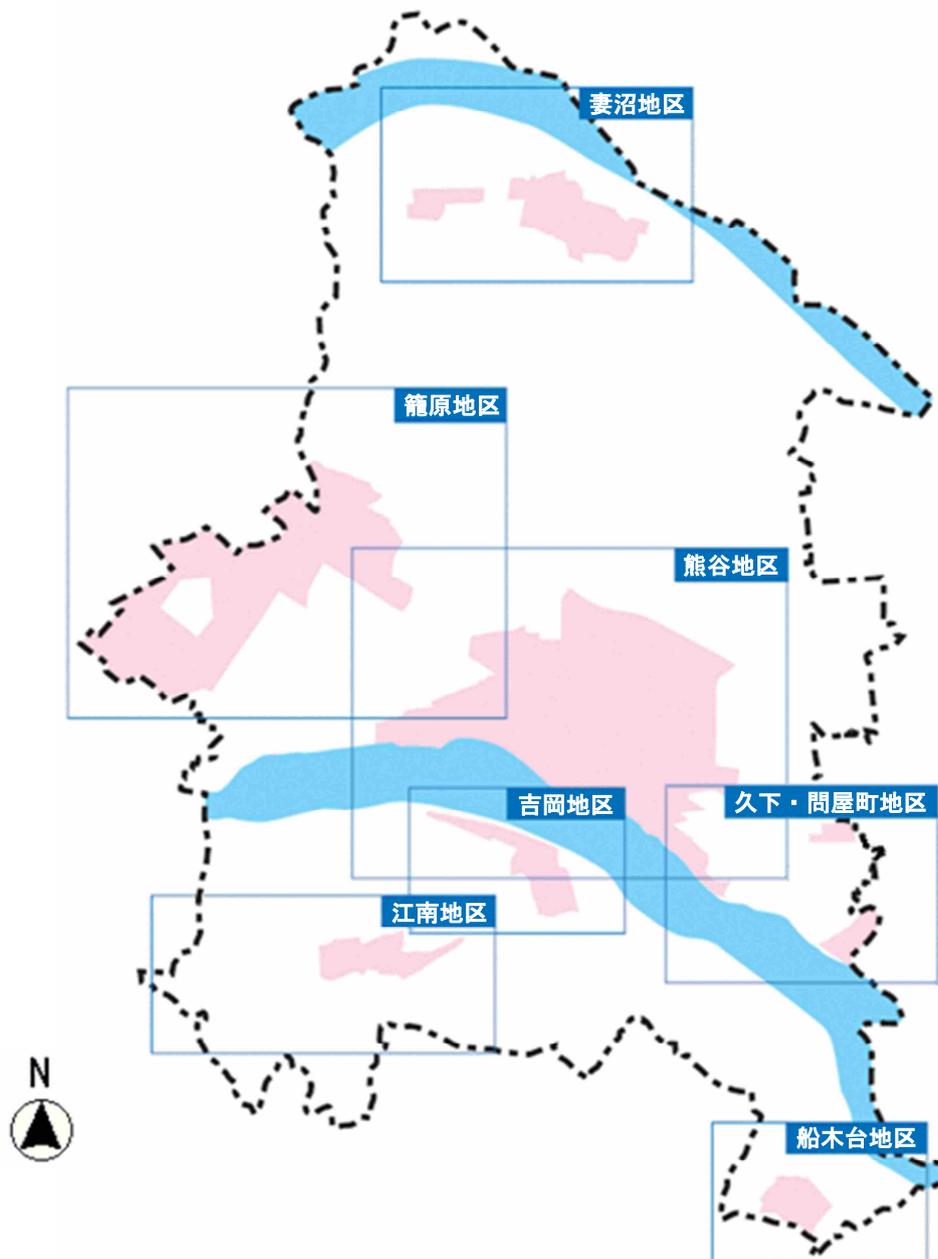


図 1 7 : 地区区分図

## (1)熊谷地区

熊谷地区は、本市の中心部に位置し、熊谷駅や市役所などの主要施設が集まっています。市街化区域間の連携の対象となるのは籠原地区、妻沼地区、吉岡地区、江南地区、久下地区、船木台地区となります。

熊谷地区は、主要施設である熊谷駅と、緑の拠点である「中央公園周辺」「北武蔵公園（県営熊谷スポーツ文化公園）」「熊谷運動公園（熊谷さくら運動公園）」「県営荒川大麻生公園」「熊谷荒川緑地」を、道路植栽や沿道の緑地で結ぶことにより緑のネットワークが形成されます。

熊谷地区の特徴は、中心市街地と荒川が隣接していることです。市街地と荒川を結ぶネットワークを形成し、多くの市民や来訪者が市街地の緑や星川、荒川の豊かな自然の中で水と緑に触れ合うことのできる空間づくりに取り組みます。

また、本市の玄関口として多くの人々が訪れる熊谷駅周辺や、観光施設・文化施設にアクセスするための街路は、緑豊かな空間を演出することが重要となります。

このため、熊谷駅周辺は景観誘導地区となっており、建物の増改築などの際に景観施策と連携した緑化を推進します。併せて、歩道や街路樹が整備される道路は、緑のネットワークの強化に役立ちます。



## (2) 籠原地区

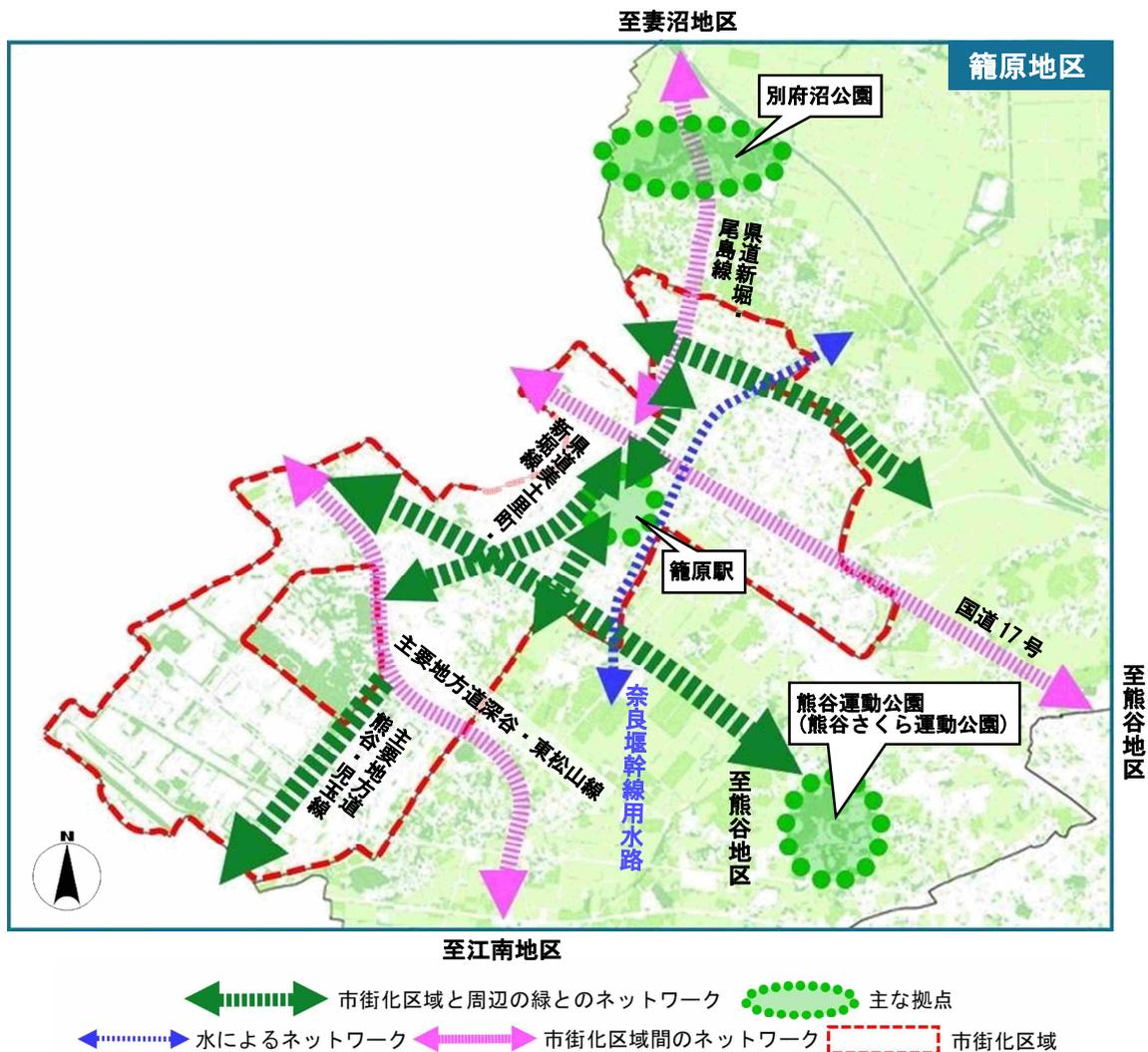
籠原地区は、本市の西部に位置し、そのほぼ中心に籠原駅があり、熊谷地区に次ぐ大きな地区です。

市街化区域間の連携の対象となるのは熊谷地区、妻沼地区、江南地区となります。籠原地区は、籠原中央公園をはじめとする住区基幹公園と、緑の拠点である「別府沼公園」、「熊谷運動公園（熊谷さくら運動公園）」の都市基幹公園を結ぶことで緑のネットワークが形成されます。

籠原地区内の公園や道路を連携することにより、災害時の避難経路・避難場所として活用できることから、住民の安全安心の確保が可能となります。

籠原地区の特徴は、工業団地が南側に広がっていることです。工場敷地内は、一定面積を緑化することにより、緑の確保に向けた取組が進んでいます。こうした緑の連続性を保つことにより、まちなかの緑の充実が演出されます。

今後、ネットワークの軸となる幹線道路や沿道の敷地内について、さらなる緑化の促進に取り組む必要があります。



### (3) 妻沼地区

妻沼地区は、本市の北部に位置し、利根川に接する豊かな田園風景の中に屋敷林のある住宅と新しい住宅、工業団地が混在する地区です。

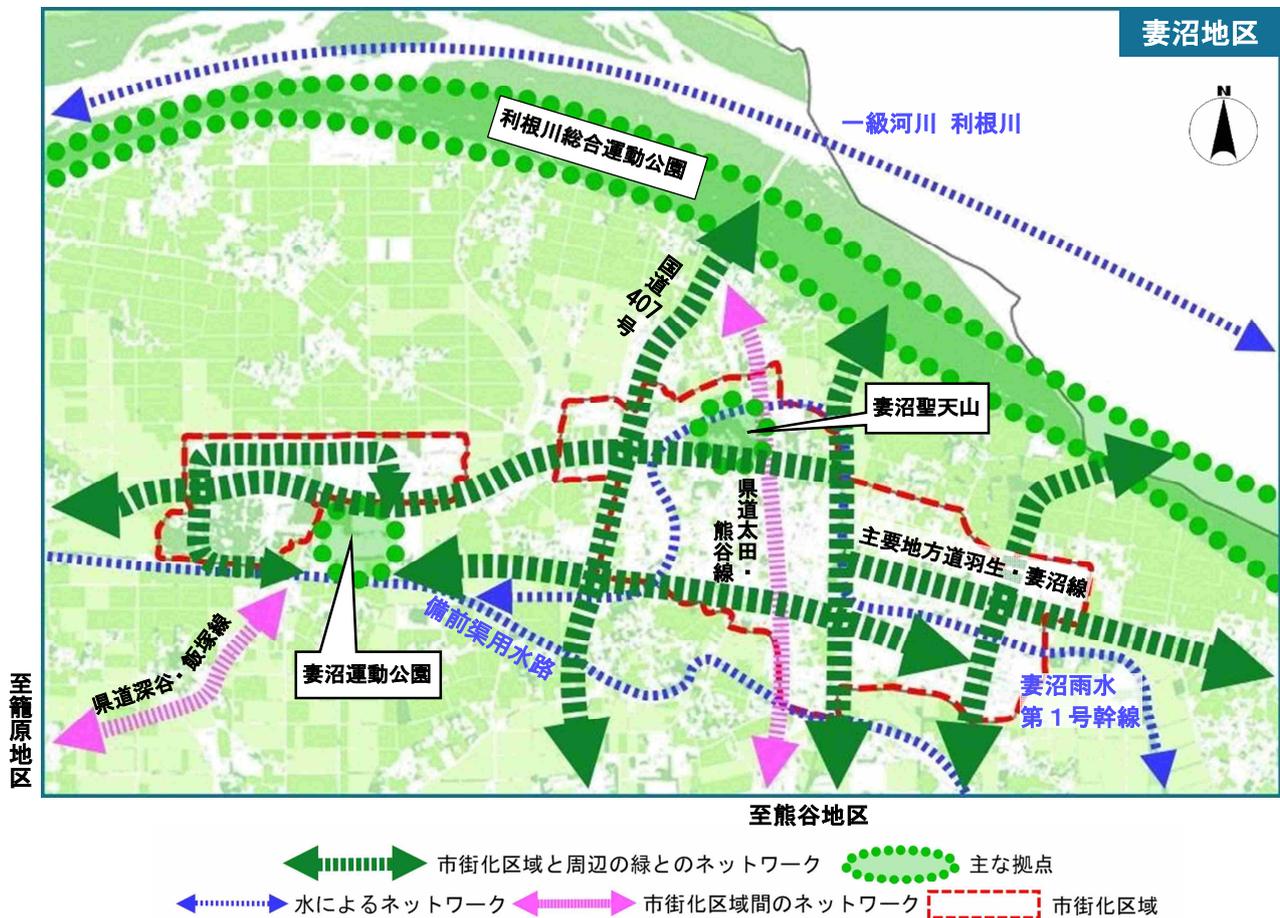
市街化区域間の連携の対象となるのは熊谷地区、籠原地区となります。

妻沼地区は、緑の拠点である「妻沼聖天山」「妻沼運動公園」及び「利根川総合運動公園」を結ぶことで緑のネットワークが形成されます。

妻沼地区の特徴は、多くの観光客が訪れる「妻沼聖天山」の緑の豊かさです。

今後も、道路施策と景観施策を連携させた道路整備を進め、妻沼聖天山とつながる緑豊かなまちなみを形成します。

また、周辺を取り囲む優良で生産力の高い畑地や水田などの緑地との連続性を確保するため、農地の保全に向け市民が農業とふれあう機会づくりに取り組みます。

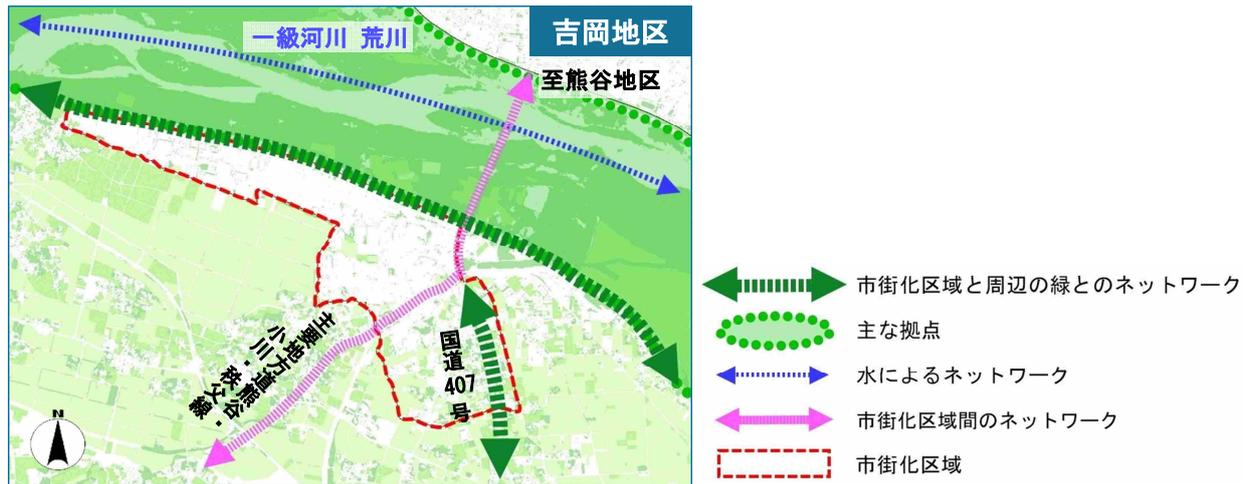


#### (4) 吉岡地区

吉岡地区は、荒川を挟んで熊谷地区と一体的に緑の充実が図れる位置にあります。市街化区域間の連携の対象となるのは熊谷地区、江南地区となります。

吉岡地区は、「荒川」と市街地を結ぶことで緑のネットワークが形成されます。荒川の広大な河川敷と幹線道路や沿道の敷地内の緑と連携したネットワークの形成を推進します。

また、周辺を取り囲む優良で生産力の高い水田や畑地などの緑地との連続性を確保するため、農地の保全に向け、市民が農業とふれあう機会づくりに取り組みます。



#### (5) 江南地区

江南地区は、台地上の地形に平地林が広がる多様な自然の残る場所です。

市街化区域間の連携の対象となるのは吉岡地区、熊谷地区、籠原地区となります。

江南地区は東西に長いことから、中央部を横断する道路が緑のネットワークとなるよう沿道の緑化を進めるとともに、南北にも緑の軸を配置し、里山や斜面林の保全と活用を進めます。併せて、市街化調整区域に点在する池沼の保全と活用を図ります。

また、「江南総合公園」や「大沼」などの広域的な緑地や、ゴルフ場などのレクリエーション機能を有する緑地との連携を図ります。



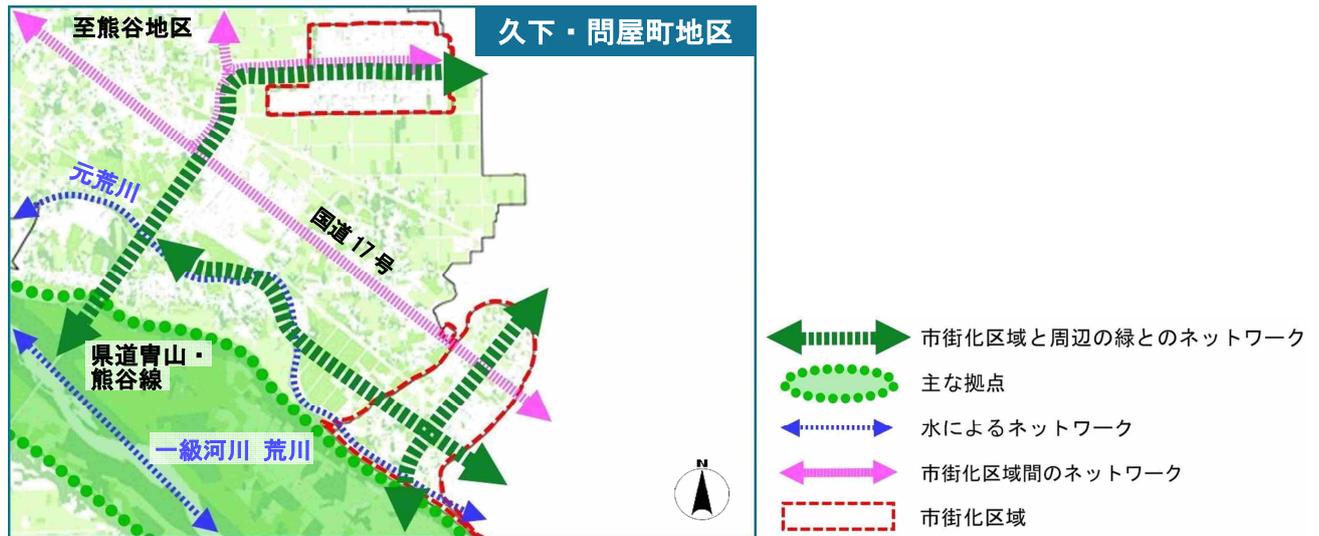
## (6) 久下・問屋町地区

久下・問屋町地区は、本市の東端に位置し、南側が荒川に接しています。

市街化区域間の連携の対象となるのは「国道17号」の植栽や沿道の緑地を市街化区域連携軸とし空間の演出に活用し、熊谷地区と連携します。

久下・問屋町地区は、南側に隣接する「荒川」と市街地を結ぶことで緑のネットワークが形成されます。

荒川による緑の主軸に接して、広がりを持たせるための緑の軸を形成するため、道路や民地内の緑化を進めます。



## (7) 船木台地区

船木台地区は、本市の南東部に位置しています。

市街化区域間の連携の対象となるのは熊谷地区となります。

船木台地区には、住宅地があり、地区内道路は歩道と街路樹が整備されています。街路の緑と連なるよう民地内の緑化を図ることで、緑豊かなまちなみが形成されます。

また、荒川につながる道路の緑をネットワークとして位置付けて緑を充実させ、荒川の豊かな緑や水辺と船木台地区との連携を図ります。

